

第III部 令和7年度に講じようとする施策

第1章 持続可能な観光地域づくり

第1節 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

財務諸表や経営指標の活用、適切な労働環境の整備、顧客予約管理システム（PMS¹）等のITシステムの活用による宿泊業の生産性・収益力の向上や従業員の待遇改善等、「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドライン」に則った経営を行っているとして登録を受けた事業者を補助事業等で積極的に支援することで、宿泊業の高付加価値化に向けた経営への転換を促進し、「持続可能な稼げる産業」への変革を促していく。

第2節 観光DXの推進

- ① 旅行者の消費拡大等を通じて稼げる地域を実現すべく、2022年9月に設置した「観光DX推進のあり方に関する検討会」での討議結果も踏まえ、全国の観光地・観光産業の観光DX²を推進する。具体的には、観光地のコンテンツの販路拡大、観光産業の生産性向上等に資する地域一体でのデジタルツール導入支援やDX活用に向けた専門人材による伴走支援を実施する。また、旅行者・観光産業のデータをデータマネジメントプラットフォーム（DMP）等を用いて収集・蓄積し、生成AI技術の活用、オープンデータ化の取組等を通じて地域全体の消費拡大、地域活性化の好循環を図るモデルや、観光地域づくり法人（DMO³）の経営戦略策定に向けた汎用的なデータ活用モデルの創出に取り組む。さらに、デジタルツール間で連携する際の汎用性・互換性を高める標準仕様の策定・普及に向けて、観光産業やIT事業者の取組を促進する。
- ② 旅行者の利便性向上や地域周遊・長期滞在促進を図るため、DMOが中心となり、地域が一体となって行うDMPや顧客関係管理（CRM）を活用した分析や戦略策定を支援するとともに、地域全体を包括する情報発信・予約・決済をシームレスに提供する地域サイトの構築を引き続き推進する。また、デジタルマーケティング等のスキルも有する人材のDMOにおける登用・育成を支援する。
- ③ デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラ等の整備費用を補助する「地域社会DX推進パッケージ事業」を実施する。

第3節 観光産業の革新

1 多様なニーズに対応した旅行業への転換と高付加価値な商品造成

旅行業については、ワーケーションやレジャー⁴等の多様な旅行ニーズ、災害や感染症等の発生リスク、SDGsやDX等に適切に対応できるよう、高付加価値な旅行商品・サービスを造成し適正な対価を得て消費者に販売・提供することを中心とするビジネスモデルへの転換に向けた取組を引き続き推進する。また、地域に密着した事業者による、自然、生活文化、地元の人々とのふれあい等の地域独自の魅力を生かした地域密着型の旅行商品の造成を引き続き促進する。

2 観光産業の再生支援

- ① 新たに観光関連事業を行う者及び既存の観光関連事業者の取組を後押しするため、株式会社日本政策金融公庫等による事業者への資金の融資や、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）による観光関連事業への資金、経営及びナレッジ面での支援を引き続き実施する。また、登録DMOと連携し、民間事業化支援を促進していく。さらに、株式会社商工組合中央金庫は、全国の旅館組合等と連携し、宿泊事業者の生産性向上に向けた寄り添った支援を進め、地域経済の面的活性化に努めていく。
- ② 宿泊業に特化した事業再生の手法をとりまとめたガイドラインの策定及び普及等を行い、宿泊事業者

¹ Property Management System の略。ホテル管理システムのこと。

² デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通じて、社会制度や組織文化等も変革していくような取組を指す概念のこと。

³ Destination Management/Marketing Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔となる法人のこと。

⁴ Business（ビジネス）と Leisure（レジャー）を組み合わせた造語。出張等の機会を活用し、出張先等で滞在を延長するなどして余暇を楽しむこと。

の経営能力の向上を図る。

3 宿泊施設等の整備促進

- ① 国際競争力強化に資する宿泊施設等に対する一般財団法人民間都市開発推進機構による金融支援制度の活用を引き続き推進する。
- ② まちの活力や利便性の向上等を旨とする地方都市を中心とした、古民家や空き家・空き店舗のリノベーション等による観光関連施設等の整備について、「まちづくりファンド支援事業」、「共同型都市再構築事業」を通じて、金融支援を引き続き行う。

4 官民ファンドによる事業再生支援等の強化

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）を含む官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を安定的・継続的に提供できる体制を整備する。

5 スタートアップ・ベンチャー企業のサービスの利活用促進

ベンチャー企業のサービスの利活用について先進事例を紹介するセミナーの開催等を通じて、引き続き次世代の観光の担い手の育成を図る。

6 海外の有望な観光関連企業の誘致

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）は、日本に進出し又は進出を検討している外資系の有望な観光関連企業や、関連ソリューションを有するデジタル等企業に対する、市場情報や日本企業とのビジネス機会等の提供、地域の情報発信や企業招へい等の誘致活動を通じて、日本への進出・事業拡大を支援する。特に、ポテンシャルを有する地域への進出に向け、外国企業の誘致や、外資系企業との協業・連携に意欲のある地域や、その他地域のエコシステムを構成する民間企業等の関係者との連携による誘致活動を引き続き実施する。

第4節 観光人材の育成・確保

1 観光地域及び観光産業の担い手の確保

観光産業については、観光需要の回復に伴い人手不足が深刻化しているため、就職イベント等における宿泊業の魅力発信による事業者の採用活動の支援や、人手をかけるべき業務に人材を集中投下できるよう業務の効率化に資する設備投資を支援する。また、「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」に基づいた教育プログラムの充実をはじめとして、地域関係者が連携協力して取り組む観光人材育成を支援する。さらに、国内外で特定技能試験を実施するなど、国内人材のみならず、外国人材の確保も積極的に進めていく。

2 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等

高等学校の必修科目「地理総合」において、観光の現状や動向を取り上げるほか、生活圏の地理的な課題について考察、構想し、表現する取組について、各教育委員会の指導主事等を対象とした会議等の場を通じて、その着実な実施に引き続き努める。

3 通訳ガイドの質・量の充実

訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる分野の研修の実施により、通訳ガイドの育成や活用促進を図るとともに、通訳ガイドの認知度が低い若年層に対して、全国通訳案内士による講演を大学等で行い、資格取得を引き続き促す。また、旅行会社等が直接通訳案内士へ就業依頼可能なマッチングサービスの活用を引き続き促進することにより、就業機会の確保を図る。

第5節 観光地域づくり法人（DMO）を司令塔とした観光地域づくりの推進

1 世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人（DMO）の形成

- ① DMOに求める機能・役割の明確化や活動の質向上を図るため、「観光地域づくり法人の機能強化に関する有識者会議」における議論等を踏まえ、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」について、登録要件や登録区分の見直し、新たな更新登録要件の追加等の改正を2025年3月に行い、同

年 10 月から施行する。また、「世界的な DMO」の候補となる「先駆的 DMO」に対する戦略的な支援・実証から得られた成果・課題を踏まえ、今後の DMO 政策の方針を提案する。

- ② DMO の体制を更に強化するため、「世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業」により、外部専門人材の登用、中核人材の確保・育成、宿泊税等の導入をはじめとする安定的な財源確保のための計画策定等の取組を支援する。
- ③ DMO 全国会議等を通じて、DMO に対する優良事例等の共有、全国各地の DMO 間の相互交流・連携強化を図る。また、DMO への情報提供ツール「DMO ネット」や観光庁ウェブサイトを活用し、DMO のマネジメント・マーケティング等強化のための各種施策の情報を提供する。

2 観光地域づくり法人 (DMO) 等に対する支援

- ① 地域の状況に精通している地方運輸局等による DMO への伴走支援を実施し、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」改正に伴う登録要件の見直しを踏まえたフォローアップや、インバウンドの誘客強化を図る。また、「地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」により、DMO が中心となり、地域が一体となって行う、調査、戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境の整備、旅行商品の流通環境の整備、プロモーション等といった取組に対して総合的に支援する。
- ② 地域（地方公共団体・DMO）は、観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備に係る調整、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備を最優先に引き続き実施する。また、日本政府観光局（JNTO）は、地域の観光コンテンツをオウンドメディアにて発信し、市場の反応等を地域に還元することで、次の観光資源の磨き上げ等に活用される好循環の創出を目指すとともに、広域連携 DMO と連携した情報発信に取り組むほか、DMO 等に対し JNTO の海外ネットワーク等から得られる最新の市場動向等を引き続き提供する。
- ③ JNTO は、地方公共団体や DMO が参加する各地域での研修会やコンサルティング等を実施し、地域のインバウンドマーケティングを引き続き支援する。また、インバウンド関係者向けのオンラインセミナーや「地域インバウンド促進ページ」を通じて、最新の市場動向や国内におけるインバウンド誘客に向けた取組等を地域に引き続き紹介・共有する。
- ④ 地域周遊・長期滞在促進に取り組む地域に対し、各地域の魅力の発掘、課題解決に向けた戦略の策定、施策展開、地域関係者のスキル向上等のために、地域での実務実績等を有する専門家を派遣し、助言を実施することによって、国内外の旅行者の地方誘客に向けた取組を引き続き促進する。
- ⑤ 全国 10 の地方ブロックで開催される観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議において、受入環境整備等の課題を共有する。また、引き続き地方運輸局・地方整備局・地方公共団体・民間企業等の構成員による同課題に対する取組、成果についてとりまとめ、地方運輸局等のウェブサイトを活用して公表し、共有を行う。

第 6 節 持続可能な観光地域づくりのための体制整備等の推進

- ① 持続可能な観光に関するニーズの増加トレンドを逃さず、国内の多様な観光地が選ばれ続ける観光地となることを支援すべく、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D⁵）」に基づく観光計画等の策定・改定を支援するとともにモデルケースの創出を図る。また、地域資源の保全・活用に資する設備やシステムの導入等の受入環境整備を支援する。
- ② 特に地方部において、観光コンテンツの供給、コンテンツの質・満足度、地方誘客の促進及び消費単価の向上に直結する地域の魅力を伝えるガイドの不足という課題に対応するため、地域特性等に応じ、地域一体となったローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた総合的かつ戦略的な取組を支援する。
- ③ 観光客の受入と住民の生活の質の確保を両立し、持続可能な観光地域づくりを実現するため、オー

⁵ Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations の略。

バーツリズムの未然防止・抑制に向けて、引き続き地域の実情に応じた取組を総合的に支援する。

第7節 良好な景観の形成・保全・活用

1 良好な景観の形成

- ① 市区町村による景観計画の策定・改定等を支援する「景観改善推進事業」の実施等を通じて、引き続き主要な観光地における景観計画、歴史的風致維持向上計画の策定や景観計画の改定等を踏まえた重点的な景観形成の取組を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進する。また、屋外広告物の安全対策や違反広告物の是正対策を推進するため、引き続き各地方での会議等を通じて地方公共団体と関係団体等の連携強化を促す。さらに、重要な観光資源である古都をはじめとする歴史的風土の消失・質的低下を防止し、適切な保存・活用を図るほか、都市公園の整備にあたっては、史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する。加えて、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させるため、引き続き歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化及び除却並びに伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景を支援し、訪日外国人旅行者の満足度の向上を図る。
- ② 「まちなかウォーカブル推進事業」やウォーカブル推進税制等の支援制度を活用し、滞在快適性の向上を目的とした、道路、公園、広場等に民間用地も加えた官民空間の一体的な整備・利活用等による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するとともに、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図る。

2 庭園・公園等を活用した花や緑豊かな都市・地域の魅力発信

- ① 国営公園における魅力的な景観等の観光資源を活用するため、案内サインの多言語化等の環境整備を行うとともに、周辺観光資源と連携し、情報発信等を行う。また、首里城の復元に向け、引き続き、正殿の本体工事を実施し、復元過程の公開等の取組を推進する。
- ② 「明治150年」関連施策の一環として、明治期の立憲政治の確立等の歴史や意義を後世に伝えるため、国と地方公共団体が連携し、神奈川県中郡大磯町にある旧滄浪閣等を明治記念大磯邸園として整備する。2028年度中の整備完了に向け、2025年度は建物改修等を実施する。
- ③ 「庭園間交流連携促進計画登録制度（ガーデンツーリズム登録制度）」を通じて、各地の庭園間の連携構築や、地域の風土や歴史を反映したテーマに基づく取組をPRするほか、「ガーデン」を核とした観光ルートの形成を図り、地域の活性化につなげる。また、第8回庭園間交流連携促進計画審査会（ガーデンツーリズム登録審査会）を行うとともにガーデンツーリズムに係る全国会議等の普及啓発イベントを実施する。

3 優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進

- ① 国有林野に設定している「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての活用の推進が期待される「日本美しの森 お薦め国有林」を対象に、訪日外国人旅行者を含む利用者の増加を図るため、ウェブサイトやSNS等による魅力の発信を行うほか、案内看板や歩道等の環境整備に取り組む。また、国立公園を所管する環境省と林野庁の連携事業を引き続き実施する。
- ② 道路管理者と市民団体等が協働して地域活性化や観光振興に寄与する「日本風景街道」と、地域情報の発信等を行う「道の駅」等の地域拠点との連携による相互の魅力及び価値の向上に引き続き取り組む。また「日本風景街道」の魅力を伝える動画等をウェブサイトやSNSにより発信し、ブランド化や認知度向上を図る。
- ③ 「秀逸な道」として2024年度までに選定区間として認定した15区間において、地域の活動団体や多様な関係主体と連携し、魅力ある道路景観を守り育てる取組や周辺観光資源と合わせた周遊を促進するための情報発信を行い、北海道のドライブ観光の推進を引き続き図る。

4 観光振興等に資する地域づくり・街並み整備

公募設置管理制度（Park-PFI⁶）等の活用促進を通じて、民間資金を活用した地域の観光拠点等となる都市公園の整備等を引き続き推進する。

5 駅周辺等における「観光・まち一体再生」の推進

- ① 拠点駅及びその周辺における案内サイン等について、地方公共団体、交通事業者、都市開発事業者等が連携しながら整備を行う協議会等を支援し、わかりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進する。また、駅周辺をはじめとした中心市街地等において、市街地再開発事業等により地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備に対し引き続き支援することで、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図る。
- ② 地方公共団体や地域の関係者等により作成された観光バス受入計画に基づく観光バス駐車場の整備等を引き続き支援する。
- ③ 地域の魅力や回遊性の向上に資するよう、観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の周知を行い、引き続き活用促進を図る。

6 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

重要伝統的建造物群保存地区内における建造物の修理・修景、耐震対策、3次元測量等の先端技術活用による防災環境等の整備、防災設備の設置に対する支援に加え、観光振興等のニーズに対応して、付帯施設の新築を含む活用のための整備について積極的に支援することにより、地区内の伝統的建造物等の活用を図り、観光まちづくりの一層の促進に引き続き努める。

7 景観等に配慮した道路整備の推進

観光地等における良好な景観の形成や観光振興等のため、2021年5月に策定した「無電柱化推進計画」に基づき、個別補助制度による地方公共団体への支援や「観光地域振興無電柱化推進事業」の促進により世界文化遺産周辺等の観光地における無電柱化を引き続き推進する。

8 道路空間の観光振興への有効活用

民間の創意工夫を活用し、地域の賑わいを創出するため、「歩行者利便増進道路（ほこみち）」制度の普及を引き続き促進する。また、道路における賑わい創出と維持管理の一層の充実を図るため、道路協力団体制度の展開を推進する。

9 国立・国定公園の保護と利用の推進

「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクト」の一つである「みちのく潮風トレイル」について、拠点である名取トレイルセンターを活用した情報発信等を実施し、関係地方公共団体や民間団体等との連携強化と利用の促進等を図る。また、沿線事業者等を巻き込んだ管理運営体制の強化を行い、利用環境の充実を図る。

10 世界自然遺産地域の適正な保全管理

奄美群島及び小笠原諸島の特性を最大限に生かした観光の振興を図るため、引き続き地域の主体的な取組を支援する。奄美群島においては、奄美及び沖縄の世界自然遺産登録を踏まえ、沖縄からの誘客を促進するための奄美群島・沖縄間の特別運賃割引や、交通アクセスの良い奄美大島に加えて奄美群島全体に観光客を誘致するためのプロモーション、高付加価値な観光プログラムの作成等を支援する。また、小笠原諸島においては、定期船が停泊する港湾の整備や公園の施設整備・改修等、観光客の安全確保をはじめとした各種施策を支援する。

11 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用

- ① 官民が連携したみなとの賑わい空間を創出するため、みなと緑地 PPP⁷の案件形成支援を行う。

⁶ 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、同施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

⁷ 港湾環境整備計画制度のこと。

- ② 「はまツーリズム（Beach Tourism & Resort）推進プロジェクト」を通じて、「海岸環境整備事業」や公共海岸の占用制度等により、砂浜を含む水辺空間における民間事業者等を含めた多様な地域の推進主体による砂浜利用や環境保全の取組を支援するとともに、海岸の持つ価値を PR することにより地域の活性化等につなげている地方公共団体の海岸利活用事例をナレッジ集としてとりまとめ、引き続き海岸の利活用の推進を図る。

1 2 自然と調和した港湾・河川環境の保全・創出

- ① 港湾における漂流ごみ等の回収・処理の実施、藻場・干潟等の再生・創出等により良好な港湾環境・景観を引き続き創造する。
- ② 汚濁が著しい河川の水質改善、多自然川づくりの推進等により、良好な河川環境を引き続き保全・創出する。

1 3 河川空間を活用した賑わい創出の推進

「河川敷地占用許可準則の特例」や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業者によるオープンカフェや川床等の設置を制度面から支援し、河川空間及びまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を引き続き推進する。

1 4 次世代環境対応車の普及促進

観光地域の環境保全と魅力向上のため、引き続き環境性能に優れた次世代自動車等の導入を促進する。

1 5 社会資本整備等における観光振興への配慮

観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を引き続き強化する。

第 8 節 持続可能な観光地域づくりに資する各種の取組

1 エコツーリズムの推進

エコツーリズムを普及・推進するため、エコツーリズム推進全体構想の認定地域等に係る広報や、認定地域間の情報交換、旅行代理店等との商談会等を支援するとともに、自然資源を活用した上質なツーリズムを推進するため、地域のガイドやコーディネーター等を対象とした人材育成事業を実施する。また、地域が実施するエコツーリズム推進体制の整備、自然観光資源を活用したプログラム開発等の取組を支援し、エコツーリズム推進全体構想の認定地域の増加に取り組む。

2 地域ブランドの振興

農林水産省はその地域ならではの自然環境、文化、風習等に由来する品質、伝統、ものがたりを有する地理的表示（GI）製品について、観光庁、地方公共団体、観光関連事業者等と連携し、地域の観光資源の一つとして活用するとともに、広く周知する取組を引き続き推進する。

3 観光の意義についての国民理解の増進

- ① 中長期的な視点で、先駆性・新規性・創造性ある民間事業者等との連携を強化することで得られた知見をもとに、課題解決に向けた観光戦略の検討に生かす。
- ② 優良事例の紹介等により観光教育の充実・普及を促進する。

4 地域特性やニーズに応じた民泊サービスの普及促進

- ① 「住宅宿泊事業（民泊サービス）」について、違法民泊を排除し、公正な市場を確保することで健全な民泊サービスを普及させつつ、「住宅宿泊事業法」（平成 29 年法律第 65 号）で定める営業可能な年間 180 日を超えて営業をしている違法な届出住宅が仲介されることを防止するため、営業日数自動集計システム等のデジタルを活用した違法民泊対策を進めることで、より効率的な市場の形成を引き続き図る。
- ② 国家戦略特区における民泊、いわゆる特区民泊について、引き続き、実施地域の拡大等、制度のより

一層の利用の促進を図る。

第9節 国家戦略特区制度等の活用

- ① 国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき、一定の要件を満たす場合には、クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入を可能とする特例の活用を図るなど、訪日外国人旅行者を含む消費者向けサービス分野におけるクールジャパン外国人材の受入を引き続き促進する。
- ② 国家戦略特区において、過疎地域等における訪日外国人旅行者をはじめとする観光旅行者を中心とした運送需要に対応するため、「自家用有償観光旅客等運送事業」の活用を引き続き図る。

第10節 旅行者の安全の確保等

1 防災情報の提供

- ① 線状降水帯や台風等による大雨、大規模地震・津波、火山噴火が発生した際にも訪日外国人旅行者等が適時・的確に命を守る行動が取れるよう、二重偏波気象レーダーや地震・火山観測施設の更新整備等によって監視体制を強化するとともに、最新技術を取り入れた次期静止気象衛星の整備や強化した気象庁スーパーコンピュータシステム、AI技術等を活用した予測技術の開発や研究等によって、気象庁から訪日外国人旅行者等に提供する防災気象情報の高度化や精度向上を引き続き推進する。
- ② これまで作成したポスターやリーフレット等について、出入国在留管理庁、地方公共団体の防災部局・多文化共生部局、指定公共機関等、引き続き様々なチャネルを活用した周知・普及促進を図る。また、観光庁及びJNTOにおいて、災害情報提供アプリ「Safety tips」等による多言語での発信や訪日外国人旅行者向けコールセンターの運営を引き続き実施する。さらに、地方公共団体等と連携し、「Safety tips」の更なる利用促進や、災害発生時に訪日外国人旅行者を受け入れる地域の一時的な避難場所の情報を提供するモデル的取組を実施する。

2 避難体制の強化

災害時における道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供のため、通行実績情報等の集約の強化や SNS 等を通じて幅広い周知等を引き続き推進する。また、災害時において通行可能な道路を一般に公開することができるようにするため、都道府県公安委員会が保有する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報⁸を加えた情報について、公益財団法人日本道路交通情報センターを通じた提供を引き続き推進する。

3 訪日外国人旅行者等の災害被害軽減

- ① 近年、激甚化・頻発化する自然災害等を踏まえ、平時から海外や国内に対し適切な情報発信を行うことが重要であることから、国土交通省を含む各行政機関及びインフラ事業者等がウェブサイト等で提供している防災情報が一元化されてスマートフォン対応等により容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」について、2025 年度も引き続き新たな防災情報を追加するなどの充実を図る。
- ② 災害時の訪日外国人旅行者の安全確保及び観光関連事業者等の事業継続に備えるための「観光危機管理計画」について、地方公共団体等の実務者向けに「観光危機管理計画」の策定ポイント等をまとめた「手引き」を活用した支援等を通じて、策定の促進を図る。また、地方公共団体の「観光危機管理計画」策定を引き続き支援する。
- ③ 新幹線における訪日外国人旅行者向けの情報提供について、駅頭掲示、駅構内放送、車内放送、ウェブサイト等で、利用者の行動判断に資する情報を多言語（英語、中国語及び韓国語）で実施できているか、非常時における検証を確実に実施する。また、空港については、全国の 95 空港において策定された空港 BCP⁹により、空港利用者が適切に情報を収集し、安全に避難し、全ての滞留者が一定期間、安全・安心に空港内に滞在できるよう、非常時の空港における情報提供（滞留者等に対し必要に応じて行う、

⁸ カーナビゲーションシステムに蓄積された走行履歴情報のこと。

⁹ 空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港の事業継続計画のこと（A2（Advanced/Airport）・BCP）。

多言語による空港アクセスの被害や復旧状況等についてのウェブサイトや SNS による配信等）を引き続き実施する。さらに、自然災害時を想定した空港関係者やアクセス事業者と連携した対応訓練の実施等により、情報発信を含む空港 BCP の実効性強化を引き続き図る。

- ④ 訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行できる環境を整備するため、観光施設等におけるトイレの新設や和式トイレの洋式化等の避難所機能の強化、災害時の多言語対応の強化に加え、医療機関におけるキャッシュレス決済環境の整備等を含む訪日外国人患者受入機能強化等について引き続き支援する。
- ⑤ JNTO のウェブサイトや SNS を活用し、災害発生情報及び災害が発生した際の公共交通機関に関する正確かつ迅速な情報発信を行う。

4 次の感染症危機への対応

- ① 次の感染症危機への対応に万全を期すため、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、平時からの備えの充実に取り組む。
- ② 国内外における感染症の発生動向を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に基づき継続的に監視・分析し、国及び地方公共団体において人々に幅広く情報提供を行い、引き続き感染症の流行の発生及び拡大を防ぐ。

5 公共交通機関の安全対策の推進

訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、臨時営業区域の特例措置について、引き続き同制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行い、必要に応じた制度の見直しを検討する。また、「軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議」において、85 項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の実施状況についてフォローアップするとともに、2022 年 10 月に静岡県で発生した観光バスの横転事故を踏まえた貸切バスの安全性向上に関する関係法令等の改正に基づき、2024 年 4 月から、デジタル式運行記録計の使用、アルコール検知器使用時の画像記録保存、点呼記録の動画保存の義務付け等、貸切バスの安全対策の強化を開始したところ、引き続き、事業者に対する指導や監査により法令遵守を改めて徹底するとともに、必要な安全対策を講じていく。

6 旅客船の総合的な安全・安心対策

2023 年 4 月に「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 24 号）が成立したことを踏まえ、同法の施行に向けて関係する政省令等の整備を行い、安全統括管理者及び運航管理者の試験制度を開始するとともに、改良型救命いかだ等の旅客船への搭載を義務化するなど、利用者が安心して旅客船を利用できるよう、「旅客船の総合的な安全・安心対策」の内容を着実に実行し、その進捗に応じフォローアップを行っていくことにより、旅客船の安全・安心対策に万全を期していく。

7 道路交通の安全対策等の推進

- ① 訪日外国人旅行者等のレンタカー等利用時における交通事故・違反の防止を推進するため、関係機関・団体と連携し、外国語による安全運転啓発動画等を活用した日本の交通ルール、安全運転等に関する広報啓発活動に取り組む。
- ② 観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、国や地方公共団体等の関係者が連携し、AI・ICT 等の革新的な技術を活用した交通需要制御等のエリア観光渋滞対策について、その実装に向けた取組を引き続き推進・支援する。
- ③ 観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通機関と連携し、観光拠点までのラストマイルにおいて、駐車場予約専用化等の渋滞対策を引き続き推進する。

8 宿泊施設の防火安全対策の推進

- ① 建物特性や用途特性に応じて、消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方について整理した資料を、消防本部、事業者等に継続的に周知し、必要に応じて内容を更新していく。

- ② 営業時間中に施設従業員が不在となる時間帯のある宿泊施設の防火安全対策を確保するため、事業者や関係団体に対し、「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン」に基づく消防計画の作成や教育・訓練の実施について周知する。

9 旅行業務に関する取引の公正の維持等

「旅行業法」（昭和27年法律第239号）に基づき、旅行取引に係る規制の遵守状況に関する立入検査を適時適切に実施することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び観光旅行者の利便の増進を図る。特に貸切バスツアーについては、運賃の下限割れ防止対策や旅行業関係団体とバス関係団体により設置された「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の仕組みの活用により、安全確保を図る。

10 外国人の急訴・相談等への対応環境の整備

- ① 警察において、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムが運用されているところ、緊急時に三者通話システムを迅速かつ適切に活用できるよう、対応マニュアルの整備を推進し、警察職員に対する現場対応を想定した実践的な訓練等を継続的に行うとともに、三者通話に対応可能な通訳人の拡充、多言語コールセンター活用の推進に努めるなどして、通報受理体制のより一層の強化を図る。また、電話通訳センターを介して通信指令員や救急隊員等と外国人との会話を交互に通訳するための三者間同時通訳について、引き続き全国の消防本部において円滑な運用を図る。
- ② 訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションの一層の円滑化を図るため、多言語翻訳機能を有する資機材等の操作の習熟を図るための教養や、訪日外国人旅行者等が遭遇するトラブルを想定した対応訓練等を通じて、同機能の積極的な活用を図る。また、訪日外国人旅行者等からの急訴、各種届出等に適切に対応できるよう、有名な観光地や繁華街・歓楽街等を管轄するなど、訪日外国人旅行者等対応の機会が多い警察署、交番等への外国語による対応が可能な警察職員の配置を行うとともに、世界各国・地域の文化・宗教に係る理解の促進等を目的とした研修の実施に引き続き努める。
- ③ 遺失届出書・拾得物件預り書をはじめとする、各種届出関係書類への外国語併記等、各種手続に係る外国語対応を促進するとともに、防災・防犯等に資する情報の外国語による提供やSNS等を含む多様なメディアを通じた効果的な情報発信に努め、訪日外国人旅行者等が容易に必要な情報等を入手できる環境整備を強化する。また、訪日外国人旅行者等が我が国警察の制度、活動等に関する最新の情報を容易に入手できるようにするため、防犯・交通安全に関する情報や警察が所管する各種規制に関する情報等について、警察のウェブサイトにおいて外国語による掲載の拡充を図るとともに、ウェブサイトへ掲載するコンテンツの見直しを継続的に行い、より効果的な情報伝達に引き続き努める。
- ④ 救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して円滑なコミュニケーションを図れるよう、救急隊向けに開発した「救急ボイストラ」¹⁰等の多言語音声翻訳アプリの普及促進を行う。2025年度も引き続き、未導入消防本部の実情を踏まえた上で、消防本部への導入促進を図る。
- ⑤ 「訪日外国人のための救急車利用ガイド（多言語版）」について、各都道府県及び消防本部に対し周知するよう依頼するとともに、2025年度も引き続き、効果的な広報を実施する。
- ⑥ 「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、訪日外国人旅行者等の消費の安全の確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を引き続き図っていく。また、国民生活センターの「訪日観光客消費者ホットライン」において、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの相談対応を行うとともに、訪日外国人旅行者が遭いやすい消費者トラブルについて、観光庁・JNTO等の関係機関の協力を得ながら、「訪日観光客消費者ホットライン」専用ウェブサイト等にて、訪日外国人旅行者への情報提供を行う。さらに、「訪日観光客消費者ホットライン」の窓口周知活動を行い、安全で安心な観光の環境を整備する。

第11節 東日本大震災からの観光復興

- ① 東日本大震災後の国際的な風評被害対策として、食品輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せて、地

¹⁰ 外国人傷病者への救急対応を迅速に行うための多言語音声翻訳アプリのこと。

方創生の一環として日本の地域の魅力発信、日本各地の商品の輸出促進、観光促進等を支援する総合的な PR 事業を引き続き実施する。

- ② 福島における観光復興に向けて、旅行商品の造成、インフルエンサーの招請、ウェブサイトや SNS を通じた福島県の魅力の情報発信やインバウンドのリピーター確保に向けた受入体制の整備等の取組を支援する。また、世界で類を見ない複合災害を経験した唯一の場所である福島でのホープツーリズム¹¹を推進するため、教育旅行や企業等の研修旅行といった団体旅行に加え、個人旅行の更なる促進に向け、サイクリング・キャンプとの組み合わせによる取組を引き続き支援する。

③ 【再掲】第Ⅲ部第1章第7節9

- ④ 国及び福島県で 2022 年 5 月末にとりまとめた「福島浜通り地域等 15 市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づき、「酒・グルメ（食）」や「スポーツ（サイクル）」を含む 6 つのテーマにおいて、福島浜通り地域等 15 市町村の横連携による、この地ならではの広域コンテンツの創出を引き続き後押しする。また、個々の市町村の独自の魅力の磨き上げや地域一体的なデジタル化に向けた支援も実施する。さらに、「誘客コンテンツ開発事業」による民間事業者等への支援や来訪者向けポイント還元キャンペーン等による、本地域への更なる交流人口拡大と消費喚起を図る。

- ⑤ ALPS 処理水の海洋放出による風評への対策として、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部の地方公共団体等に対して、国内外からの誘客と観光客の定着を図るため、海の魅力を高めるブルーツーリズム¹²を推進し、海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション、ビーチ等の国際認証の取得に向けた取組等を総合的に引き続き支援する。

第 12 節 観光に関する統計等の整備・利活用の推進

- ① 携帯電話の位置情報データを活用した旅客流動の分析手法を検討するとともに、訪日外国人旅行者の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が詳細に把握できるよう、訪日外国人流動データ（FF-Data）の作成方法を見直す。
- ② 観光に関する統計について、引き続き精度向上やデータの利活用の拡大に向けて取り組む。「インバウンド消費動向調査」において、2024 年度に開始した調査票情報（個票データ）の利活用を引き続き推進するとともに、「宿泊旅行統計調査」においては、標本設計における層化基準等の見直しを行う。
- ③ 地方公共団体や観光関連事業者が誘客や周遊ルートの検討に活用できるよう、観光施策の推進に資する交通インフラ関連の GIS¹³データとして、鉄道・駅別乗降客数について、国土数値情報ダウンロードサイトに 2025 年 5 月頃に公開することを予定している。
- ④ 地域の観光施策の実現を通じた地方創生の取組を支援するべく、2025 年度も引き続き、ETC2.0 データ¹⁴の活用、分析を推進する。
- ⑤ 観光イベントの効果検証や観光戦略の企画立案等のシーンにおいて活用され、EBPM¹⁵に不可欠なデータである人流データについて、地方公共団体による利活用を促進するため、利活用事例を収集して広く公開するとともに、当該データの取得にかかるコストの低廉化の検証や屋内・地下における人の動きの分析に不可欠な三次元人流データの活用事例の創出を行う。

第 13 節 令和 6 年能登半島地震への対応

- ① 令和 6 年能登半島地震の影響を受けた被災地の風評被害を防止し、観光復興を図るため、各地方公共団体の要望も踏まえ、観光庁や JNTO のウェブサイト等を通じて、各地方公共団体が発信している宿泊施設や観光施設等の営業状況等について、正確な情報を引き続き発信するとともに、JNTO を通じて、

¹¹ 震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。

¹² 海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行のこと。

¹³ Geographic Information System の略。地理情報システムのこと。

¹⁴ ETC2.0 を搭載した車両の走行履歴データのこと。

¹⁵ Evidence-Based Policy Making の略。政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づく政策立案をすること。

被災地の復旧状況を踏まえつつ、訪日プロモーションを引き続き実施する。

- ② 地元の意見を踏まえながら、被災地の復興次第直ちに開始できるよう能登地域を対象とした手厚い「復興応援割」を検討する。
- ③ ふるさと納税を活用した特産品販売、旅行等を引き続き促進する。
- ④ 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助する「なりわい再建支援補助金」を措置し、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。また、在籍型出向支援策等により従業員の雇用維持に取り組む企業を引き続き支援する。さらに、地方運輸局に設置している特別相談窓口において、観光関連事業者の被害状況や要望を踏まえ、活用可能な支援策の紹介等を行う。
- ⑤ 令和6年能登半島地震に加え令和6年奥能登豪雨等で被害を受けた観光地全体の復興のために、地方公共団体、関係団体や個別事業者が一体となった復旧・復興計画の作成、復旧後の誘客促進を図るためのコンテンツ造成等の取組を公募し、専門家の派遣等により支援する。

第2章 地方を中心としたインバウンド誘客

第1節 インバウンドの誘客に向けた集中的取組

- ① より効果的に観光消費を拡大し、地域においてインバウンドの経済効果を波及させる観点から、我が国が誇る地域の観光資源を活用し、より高単価な体験商品の造成を支援するほか、海外への情報発信を行う。
- ② 「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」（令和5年5月30日観光立国推進閣僚会議決定）について、経済産業省、文部科学省等の関係省庁と連携しながら着実に実行し、ビジネス、教育・研究及び文化芸術・スポーツ・自然の各分野において、インバウンド需要をより一層拡大させるために取組を進める。

第2節 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備

1 アドベンチャーツーリズムの推進

アドベンチャーツーリズム¹⁶を推進し、Adventure Travel Trade Association（ATTA）とも連携しながら、コンテンツの磨き上げや販路拡大、ガイドの確保・育成、情報発信等の取組を支援する。また、国内外の関係者との連携強化を図り、国内受入・販売体制強化と更なるコンテンツの情報共有を促進する。

2 アート・文化芸術コンテンツの整備

（1）日本博2.0の推進

全国各地で最高峰の文化芸術を発信するための文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を行い、日本の文化芸術の多様性を世界に示す取組を展開し、文化芸術をより一層充実させる。これらを通じて、日本文化の魅力について、デジタルコンテンツ等も活用し、国内外に効果的に発信する。

（2）アートの国際拠点化

日本のアート市場・アートシーンの国際拠点化・活性化に向けて、国際的な影響力を持つアートフェアと連携した日本初の新たなアート・プラットフォームの実践等により、海外市場の顧客を取り込むための環境及び体制の整備を進める。

（3）国際的な芸術祭の活用

海外のフェスティバルへの参加、海外の芸術団体との共同制作公演等を引き続き支援する。

（4）舞台芸術の振興、情報発信等

歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩し得る高い水準のオペラ、バレエ、演劇、オーケストラ等の現代舞台芸術を観光資源として広く提供するため、トップレベルの芸術団体が取り組む創造発信等を引き続き支援する。

（5）メディア芸術の振興

- ① 日本映画の多言語字幕制作支援、欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、海外映画祭見本市における展示施設「ジャパン・ブース」の設置・運営等を通じて、多様な作品の魅力を発信し、訪日外国人旅行者の増加に寄与する。
- ② 「メディア芸術クリエイター育成支援事業」や「アニメーション等人材育成事業」により、メディア芸術を担う人材の育成を引き続き推進する。

（6）ロケツーリズムの推進

映画やアニメ等のロケ地や舞台は、国内外の観光需要を喚起する重要な拠点であることから、ロケ誘致による経済・社会的効果を実現するため、地域内の関係機関の連携強化による情報発信や許認可の円滑化等を図るとともに、「聖地巡礼」に関する取組への支援等、ロケツーリズムの推進に官民一体となって取り組む。

¹⁶ 自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるもの。

(7) 地域の伝統芸能等の支援

- ① 伝統芸能等の無形文化財や地域の礎である伝統行事、民俗芸能等の保存・活用を支援し、無形の文化遺産を核とした地域活性化を引き続き推進する。
- ② 訪日外国人旅行者に人気がある「祭り」というコンテンツに着目し、実際にどの程度「祭り」に参加したいニーズがあるのかの調査を行う。あわせて、実際に外国人に「祭り」に準備段階から参加してもらうことを想定して、リアルな場面での実証研究も行うことで、課題の洗い出しを実施する。

(8) 芸術の観光への活用を推進する人材の育成

芸術団体による、我が国の芸術界の将来を担う新進芸術家等が技術を磨いていくために必要な舞台公演・展覧会等の実践の機会や、広い視野、見聞及び知識を身に付ける場の提供を引き続き支援する。

3 地域の食材を活用したコンテンツの整備

(1) ガストロノミーツーリズムの推進

- ① 特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等に対して、文化財登録等に向けた調査研究や地域での保護継承、文化的価値をわかりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を行うモデル事例の形成を引き続き支援し、食文化の魅力発信等を推進する。
- ② 魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成しインバウンドを含めた地方誘客を促進するため、地域の「食」のブランディング等に向けた専門家による伴走支援や地域ならではの高品質なサービス・体験を提供するための環境整備等を支援する。

(2) 酒蔵ツーリズムの推進

インバウンドによる海外需要の拡大を目的とし、酒蔵自体の観光資源化や酒類事業者、観光事業者、交通機関、地方公共団体等が連携して、引き続き、国内における酒蔵やワイナリー、ブルワリー等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」を推進し、日本産酒類の認知度向上等を図る。

(3) ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」の周知広報

2024年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、地域の特性に応じたシンポジウム等の開催や、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の会場におけるPR等、「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等と連携し、様々な周知広報に取り組む。

4 魅力ある公的施設の公開・開放

- ① 迎賓館赤坂離宮について、国賓の接遇等に支障のない範囲で、通年で一般公開を実施する。複数言語対応のウェブサイトやSNSを活用した一般公開の広報を充実させるほか、館内の案内表示を見直すなど、参観者の満足度向上に向けた設備機能の改善や利便性の向上の取組を進める。また、夜間公開や館内でのガイドツアー、演奏会等の特別企画を計画的に実施し、引き続き新たな参観者層の取り込みにも留意しつつ、迎賓施設としての意義や文化財としての価値の理解促進を図る。さらに、迎賓館赤坂離宮の魅力の国内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館をユニークベニユー¹⁷として活用する「特別開館」を実施し、観光の呼び水とする。
- ② 京都迎賓館について、国賓の接遇等に支障のない範囲で通年で一般公開を実施する。複数言語対応の参観アプリを周知・活用するほか、認知度向上に向け、SNSの活用や、英語版を含むポスター・チラシの頒布、京都迎賓館PR動画（日本語及び英語）等を発信するなど、効果的な一般公開の広報を実施する。また、京都迎賓館開館20周年を記念して、年間を通じて館内を特別な展示内容とし、通常展示していない美術品や接遇時のパネル等を展示するとともに、引き続き、通常の一般公開に加えて、夜間公開や文化体験を盛り込んだガイドツアー等の特別企画を計画的に実施することで、一般公開の更なる魅力向上及び迎賓施設としての意義や京都迎賓館が有する伝統技能等の理解促進を図る。さらに、京都迎賓館の魅力の国内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館をユニークベニユーとして活用す

¹⁷ 「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）」等において、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

る「特別開館」について、実施事例の積み重ねに努める。

- ③ 皇居について、土曜日を含め事前予約及び当日予約による一般参観の中で、訪日外国人旅行者向けに英語ガイド及び中国語ガイド付きの参観の実施、質疑応答や、多言語ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイト・SNS等を活用した情報発信を行う。また、引き続き皇居乾通りの一般公開（春季及び秋季）を実施する。
- ④ 皇居東御苑について、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放、江戸城天守復元模型の展示を実施し、英語での質疑応答可能な職員の配置や、多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施する。また、引き続き皇居東御苑来訪者の快適性向上等を図るため、大手休憩所（仮称）の整備を進める。
- ⑤ 皇居三の丸尚蔵館について、ほかの美術館・博物館等と連携しつつ、収蔵品の地方展開や公開の拡充等、取組の充実を図る。また、引き続き展示面積の拡大等を図るため、館の整備・建替（Ⅱ期工事）を進める。
- ⑥ 京都御所について、通年で参観者制限のない一般公開を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施し、英語及び中国語ガイド案内を行う。また、文化的建造物の修繕、美観等に配慮しつつ、京都御所清涼殿襖絵の復元模写（2030年度までの計画）を行い、完成後に逐次公開する。
- ⑦ 京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮について、通年で参観を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイド機器及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施する。特に桂離宮においては、皇室の伝統や文化への理解をより深めることを趣旨として「桂離宮観月会」を2025年秋に実施する。また、文化的建造物の修繕、美観等に配慮しつつ、京都仙洞御所醒花亭ほか整備工事（2026年2月完了予定）を実施し、柿葺屋根葺替等を行う。
- ⑧ 御料牧場について、家畜伝染病に対する防疫強化に取り組みつつ、春・秋に2日間で各2回、合計8回地域住民以外が参加できる見学会を実施する。
- ⑨ 埼玉鴨場・新浜鴨場について、埼玉県・千葉県とも協力をしながら、地域住民以外が参加できる見学会を年12回ずつ実施する。また、引き続き団体申込も受け付ける。
- ⑩ 信任状捧呈式の馬車列の実施に際しては、引き続き、宮内庁及びJNTOのウェブサイト、宮内庁及び観光庁SNS等を活用するとともに、情報提供先と連携し周知を図る。
- ⑪ 造幣局本局の工場見学を引き続き実施する。
- ⑫ 首都圏外郭放水路の民間企業が運営する有料見学会について、引き続き、土日祝日を含めて毎日開催（施設点検日及び年末年始を除く。）する。また、施設の更なる認知度向上と訪日外国人旅行者の増加を図るため、新たな見学コースの設定や施設での撮影やイベント開催を目的とした民間企業の運営による有料の施設貸出を幅広く実施する。さらに、地域振興の一環として、観光協会及び地元商店・飲食店と協力し、龍Q館での首都圏外郭放水路のロゴ入りの地元物産の販売や、見学者向けの特典を用意し市内周遊へと誘導する取組を行う。
- ⑬ 市ヶ谷記念館・大本営地下壕跡の見学については事前予約制とし、防衛省のガイドが案内を実施する。また、見学者にパンフレットを配布し、引き続き、見学者の満足度を高めるための取組を維持する。
- ⑭ 日本銀行本店本館において、2023年度までに実施してきた見学等の取組に加え、2024年度実施した改刷（新日本銀行券）関連の広報コンテンツ拡充（スタンプやパネルの作成）のほか、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の改正を受けた障害者向け見学の積極的な実施も含め、施策を継続する。

5 外国人旅行者向け消費税免税店の拡大等によるショッピングツーリズムの推進

外国人旅行者向け消費税免税制度については、令和7年度税制改正において、「リファンド方式」への見直しが行われた（制度施行日は2026年11月1日）ことを踏まえ、制度の円滑な施行を通じた更なる消費拡大を実現するため、免税店等と連携しつつ、制度の周知や免税店へのシステム改修費用の補助を行う。

6 大都市観光の推進

国民公園の一層の魅力向上に向け、新宿御苑については、日本館御殿復元整備、開園時間の延長、入園料のキャッシュレス化、民間イベントでの活用、最新技術を活用した皇室庭園としての歴史・文化の発信、コワーキングスペースの運営等に取り組む。皇居外苑については、インフォメーションセンターの整備に向けた取組、民間イベントの活用等により、観光資源としての価値を高める。京都御苑については、文化資源アーカイブや体験型コンテンツの実装、デジタルコンテンツの整備を進める。

第3節 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備

1 国立公園の魅力向上とブランド化

- ① 「国立公園満喫プロジェクト」において、「ステップアッププログラム2025」等に基づき、民間事業者等の多様な主体と連携し、国立公園に国内外の利用者を呼び込み、保護と利用の好循環を形成するための取組を実施する。また、「ステップアッププログラム2025」のとりまとめに向けて、成果の把握や課題の整理等の必要な検討を行う。
- ② 国立公園の多言語解説を外国人利用者目線で魅力あるものとして充実させ、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度を向上させるため、環境省において、観光庁と連携し、国立公園・国定公園・国民公園・世界自然遺産及び長距離自然歩道を対象に、国立公園等に関連する多言語解説を整備する。また、利用者ニーズを踏まえ、ICT等の先進的技術を活用した展示パネルや既存看板の多言語化、多言語対応の展示映像の制作等の媒体化により引き続き一体的な整備や魅力発信を行う。
- ③ 我が国の傑出した自然景観を有する国立公園において、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を実現するため、アドベンチャートラベル等、魅力的な自然体験アクティビティの充実や質の向上等を通じて受入環境を整備する。また、ウェブサイト・SNS・スタンプラリー・海外メディアや、旅行博等の機会を活用し、国立公園の魅力や自然体験アクティビティ等を紹介するなど、国立公園の利用を促進する。
- ④ 国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場を提供するため、引き続き国立公園、国民公園等における施設整備等を実施するとともに、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援する。また、ビジターセンターの情報発信機能を強化するとともに、省エネ改修等により脱炭素の取組を推進する。さらに、国立公園等施設の防災・減災対策や施設の老朽化対策を進め、利用者の安全を確保する。
- ⑤ 国立公園等における自然体験アクティビティの充実、人材の育成、ビジターセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、自然環境保全コストを一部利用者負担とする仕組みの導入に向けた実証実験等を引き続き行う。その際、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等の多様な主体と連携して実施する。
- ⑥ JNTO グローバルサイト内に構築した国立公園ウェブサイトを活用して、デジタルマーケティング手法等によるサイト利用傾向等の分析結果を踏まえた海外への情報発信をするため、訪日外国人旅行者に対して訴求力の高いトピックスの特集記事や魅力的な自然体験アクティビティ等の充実、ウェブサイトの機能性の向上を促進する。
- ⑦ 関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会を中心に連携を図り、「ステップアッププログラム2025」等に基づき、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組を引き続き推進する。また、国有林を所管する林野庁との連携事業を実施する。さらに、多言語化の充実やコンテンツの造成等について国定公園に展開を図る。

- ⑧ 2020 年 7 月に供用を開始した新宿御苑併設の国立公園情報発信拠点「National Parks Discovery Center」において、日本の国立公園の魅力を大画面で訴求する映像設備やデジタルを活用した体験型展示、国立公園案内カウンターやギャラリースペース、物販設備等を活用し、来園者に国立公園の魅力を発信する。
- ⑨ 国立公園の利用拠点において、国・地方公共団体・民間事業者等地域の関係者が連携してインバウンド増加に資する利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画を策定するとともに、同計画に基づき、跡地の民間活用を前提とした廃屋の撤去、インバウンド対応機能向上、地域文化が体感できるまちなみ改善、滞在環境改善等を同時一体的に実施する。これにより、引き続き利用拠点の上質化を図り、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度向上を図る。
- ⑩ 訪日外国人旅行者に対し、日本の自然の魅力をわかりやすく伝えるため、ビジターセンター等においてデジタル展示施設を整備する。デジタル展示を通じて、普段見ることが難しい希少種の姿や、四季の風景の変化等を体験してもらうことで、日本の自然への関心を高め、引き続き国立公園等におけるアクティビティへの誘導、滞在時間の延長や満足度の向上、同地へのリピート利用を促す。
- ⑪ 国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、「国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業」¹⁸を実施している十和田八幡平国立公園（十和田湖地域）、中部山岳国立公園（南部地域）、大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）、やんばる国立公園の 4 つの国立公園において、引き続き地域の関係者等と連携し、民間提案を取り入れつつ、事業推進体制の構築や利用拠点におけるマスタープランの策定等の取組を進めるとともに、この事業で得た知見を踏まえ、2031 年までに全国の国立公園において、地域の理解と環境保全を前提に民間活用による魅力向上の取組を進める。また、山岳地域における質の高いサービス提供のため、山小屋のインバウンドに対応した上質化（内装・外装・設備の改修等）を支援する。

2 国際競争力の高いスノーリゾートの形成

- ① スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、国際競争力の高いスノーリゾートの形成を促進し、インバウンド需要を取り込む必要がある。このため、地域の中長期展望や利用者ニーズを踏まえ、スキー場の魅力が向上し、事業効果が地域に広く波及する投資を進めようとするスノーリゾートの取組を支援する。新たにスキー場のインフラの整備として、リフト乗車補助具の導入を支援対象とする。
- ② JNTO は、日本のパウダースノーへの興味・関心の高い米国・オーストラリア及びスキー人口が急増中の中国において、現地旅行会社との連携強化を図るとともに、旅行博出展や BtoC イベントの実施、オウンドメディアやインフルエンサーを活用したデジタルメディアでの発信等によりスノーアクティビティ及びウィンタースポーツに関するプロモーションを実施する。

3 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

- ① 2025 年度までに「300 地域の取組展開地域」「50 地域の面的取組展開地域」の創出を目指すべく、地域の取組を引き続き支援する。また、城や社寺、古民家等における宿泊・滞在型コンテンツを軸に地域の面的な高付加価値化を推進しつつ、歴史的建築物の観光施設等への改修等に対して補助を行う。
- ② 歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームにおいて、支援メニュー集、歴史的資源の活用成功事例集を更新する。また、会議等にて全国の地方公共団体、DMO、農泊地域等に関する情報共有等を行う。さらに、ワンストップ窓口において、地域からの相談等に対応するとともに、新規取組地域の掘り起こし、既存取組地域の継続的なフォローを行う。
- ③ 観光分野での地域おこし協力隊の活用事例について、ウェブサイト等に掲載するとともに、地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修等において周知を引き続き図る。

¹⁸ 環境省「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」（2023 年 6 月公表）に基づき、有識者等を含む専門委員会の意見も踏まえつつ、将来的な他地域への展開も見据え、環境省が 2023 年 8 月に選定。

- ④ 空き家、空き店舗、公的不動産（PRE）等の遊休不動産の活用促進のため、選定した地域において、宅建事業者等に不動産証券化¹⁹等の周知を図るとともに、関心のある事業者が地域の不動産証券化関係者が参加するネットワーク会議への参画を促すことで、引き続き地方における不動産投資の普及促進を図る。
- ⑤ 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」の支援件数を拡大するなど、「ローカルスタートアップ支援制度」を通じて、古民家等を活用した事業の立ち上げを支援し、歴史的資源を活用した観光まちづくりを引き続き推進する。
- ⑥ 開発許可制度における地域の実情に応じた既存建築物の用途変更の弾力化に係る技術的助言やその活用事例について、国や地方公共団体が参画する担当者会議等の場やウェブサイト等において引き続き周知していく。

4 文化観光の推進

（１）博物館・美術館等の文化施設の充実

- ① 文化資源の磨き上げ、多言語化・Wi-Fi・キャッシュレス環境整備等の利便性向上、国内外への宣伝、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援する。また、観光資源としても極めて有効な文化財について、デジタル技術等を活用した多言語解説を観光施策と連携させつつ整備する。これらの取組を通じて、訪日外国人旅行者が文化財への理解を深め、満足度を向上できるような環境整備を引き続き着実に進める。さらに、国立博物館等において、外国人目線に立った多言語対応やオンラインチケット販売経路拡大等のインバウンド受入に資する環境整備等の充実に取り組み、それらの成果の共有に努める。加えて、キャッシュレス環境整備等の利便性向上に引き続き努める。
- ② 障害の有無や年齢等にかかわらず、国立博物館・美術館が有する多様な文化資源の魅力にアクセスできるよう、障害者、子供、高齢者、外国人等を対象とした鑑賞支援や、ハンズオン、参加・体験型プログラム、オンライン配信を活用した講座やワークショップ等の教育普及事業の充実に取り組む。また、国立博物館等において、ニーズを踏まえた開館時間の柔軟な設定による快適な鑑賞環境の充実や、SNS等を活用した国内外への積極的な情報発信に取り組む。さらに、文化資源の魅力発信及び地方創生・観光振興に寄与することを目的として、国立博物館等において、各地のミュージアムへの収蔵品の貸与や文化財の保存・活用に関する助言・協力に取り組む。加えて、文化財等情報資源のデジタル化・データベース化の促進に取り組むとともに、文化財や美術品が持つ魅力の情報発信により、博物館等に来訪できない人も含め、場所や時間にとらわれず文化に触れる機会を提供し、文化芸術に対する社会的な理解促進に寄与する。
- ③ 我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等について、子供たちの鑑賞体験の機会を提供する取組への支援や、障害者、訪日外国人旅行者等に向けたバリアフリー・多言語対応に関する取組に対する支援、バリアフリー対応施設に対する税制優遇措置を推進することにより、文化芸術に触れられる環境整備を図る。また、博物館についても、バリアフリー・多言語対応、地域活性化等を促す取組を支援する。さらに、大学の有する教員、教育研究機能、施設・資料等の資源を積極的に活用した人材育成に資する取組を支援する。
- ④ 国や国立博物館等有する地域ゆかりの文化資産を活用し、訪日外国人旅行者にもわかりやすく、地域の歴史・文化等を魅力的に発信する各地域の博物館等の取組を支援し、訪日外国人旅行者の地方への誘客や満足度の向上等を引き続き図る。

（２）文化観光拠点等の整備

- ① 文化についての理解を深めることを目的とする観光を推進するとともに、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行を満喫できる環境を整備するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和 2 年法律第 18 号）に基づき、新規に計画を認定するとともに、

¹⁹ 不動産の証券化という特別の目的のために設立された法人等が、不動産が生み出す賃料収入等の収益を裏付資産として証券を発行し、投資家から資金を調達する手法。

認定地域等において、認定計画に基づく多言語対応、Wi-Fi・キャッシュレス環境整備、バリアフリー化等の文化観光拠点施設の機能強化に資する取組を引き続き支援する。

- ② 文化資源を中核とする観光拠点・地域を整備するため、文化観光拠点・地域の整備の促進、日本遺産²⁰等の文化資源の魅力向上や発信強化を行う。また、地域における文化財の総合的な保存・活用の取組を引き続き支援する。
- ③ 文化観光の推進に関する好事例を収集・分析し、関係者に広く周知する取組を引き続き支援する。

（３）文化資源の観光資源としての魅力の向上

- ① 日本遺産全体の質の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、日本遺産認定地域の文化資源の磨き上げの促進、日本遺産を活用した継続的な取組を推進する。また、文化資源の解説作成や多言語化、健全で美しい状態に回復するための美装化等へも引き続き支援する。
- ② 博物館等に勤務する管理職を対象とした「トップマネジメント研修」、学芸職を対象とした「パブリック・リレーションズ研修」、行政の博物館担当職員や初任者を対象とした「文化をつなぐ研修」を実施し、文化観光、インバウンド拡大、地域連携及びデジタル化といった、博物館における今日的課題への対応と発信に取り組む人材を育成する。国立文化施設においても、学芸員等を対象とした研修・講座を開催し、国立文化財機構では博物館・美術館等保存担当学芸員研修（基礎コース・上級コース）等を実施、国立科学博物館では学芸員専門研修アドバンスト・コース及びオンライン学芸員専門研修等を実施、国立美術館では学芸担当職員を対象としたキュレーター研修や、美術館を活用した鑑賞教育の充実を目的に、全国の教員、学芸員及び指導主事を対象とした研修を実施する。これらの研修等を通じて、全国各地の博物館関係者の人材養成や、観光を含む多様な分野との連携等に資する。

（４）文化財の保存・継承

- ① 国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品）、史跡名勝天然記念物について、魅力的な活用の前提となる適切な保存修理や防火・耐震対策等の強靱化を推進する。また、修理現場の公開や解説設備の設置、バリアフリー化、来訪者の便益施設の充実等を促進する。さらに、文化財の保存・活用における多様な資金調達の活用を促進する。
- ② 文化庁の移転を契機として、歴史・文化の豊かな京都の地から文化庁ならではの地方創生を実現するため、地域の宝である文化財について、官民連携で新しい価値を創造し、持続可能な活用を推進する。具体的には、文化財を活用した高付加価値コンテンツの造成、文化財建造物のリノベーション、多言語対応等インバウンド向けの滞在環境の整備を推進する。あわせて、文化財の活用に関する相談窓口を設置するとともに、活用に関するセミナーを各地で開催する。
- ③ 「文化財保存活用地域計画」等の作成及び計画に基づく事業の推進を支援することで、地域の多様な豊かな文化資源を活用した経済活性化、人材育成、まちづくり等に資する取組や観光拠点の整備を促進し、観光振興・地方創生等に向けた対応を強化する。

④ 【再掲】第Ⅲ部第１章第７節６

（５）世界遺産の推薦及び保存・活用

- ① 現在、我が国では、「屋久島」、「白神山地」、「知床」、「小笠原諸島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の５地域が条約に基づき自然遺産として世界遺産一覧表に記載されている。これらの地域において、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、遺産価値を維持するための保全管理の充実に取り組む。また、各遺産地域に持続可能な観光利用を推進するための拠点施設を整備し、引き続き関係機関と連携して必要な取組を進める。

²⁰ 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域活性化・観光振興を図るもの。

- ② 世界に誇る我が国の文化財について、引き続き世界遺産への登録に向けた推薦を行う。また、登録された文化遺産については、観光旅行者の急増に対応した適切な保存の取組だけでなく、世界遺産のブランド力等を活用した地域活性化の取組に対しても支援する。

(6) アイヌ文化の魅力の発信

アイヌ文化の復興・創造等の拠点である民族共生象徴空間（ウポポイ）について、国内外から多くの人々が訪れ、アイヌ文化に触れることを通じて理解を深めてもらえるよう、年間来場者数 100 万人を目指し、博物館内の展示、園内コンテンツの充実、大阪・関西万博での情報発信等の施策を、関係省庁が一体となって総合的に実施し、ウポポイの充実強化を図る。

(7) ナショナル・トラスト活動等の民間取組の推進

国民的財産として後世に継承すべき産業・文化遺産や自然等の観光資源を保存・活用するナショナル・トラスト活動について、公開や利用に力点を置いた活動を奨励する。引き続き、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく文化財保存活用支援団体の指定を促し、民間団体による地域の文化財の保存・活用のための取組を推進するとともに、自然環境に係るナショナル・トラスト活動の一層の促進に関連する情報の発信や、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」（平成 26 年法律第 85 号）の運用を図る。

5 スポーツツーリズムの推進

- ① スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション²¹の質的な向上（経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等）に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を促進する。
- ② 地域外との交流拡大にも資するよう、まちづくりとしてスタジアム・アリーナとほかの施設やインフラ等を総合的・複合的に整備・活用する「スポーツコンプレックス」を推進する。このため、スポーツコンプレックスのコンセプトや好事例となるモデル等を整理する調査を行い、概念の普及・定着を図るとともに、スポーツコンプレックス等によるまちづくりに資する基本構想・基本計画の策定やスポーツコンプレックスの実現・発展に資するまちづくりと連携した取組等を支援する。
- ③ スポーツと地域が有する自然や文化・芸術等の様々な資源が融合した観光を楽しむスポーツツーリズムについて、増加傾向にある訪日外国人旅行者を主なターゲットとし、引き続き、ニーズに沿った効果的な取組事例の創出、DX を活用したプロモーション等によるスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を進める。これにより、武道を含めたスポーツツーリズムの認知拡大を通じて、コンテンツを有する地方への誘客促進につなげながら、訪日外国人旅行者等のニーズの変化を的確に見極め、国内外から選ばれるコンテンツの戦略的な創出を推進する。
- ④ 東京 2025 デフリンピック大会・東京 2025 世界陸上や第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会、ワールドマスタースゲームズ 2027 関西等、今後日本で開催される大規模国際競技大会の円滑な開催に向けて必要な支援・協力を行う。
- ⑤ スポーツ観戦に高い付加価値を提供するスポーツホスピタリティの推進に向け、2024 年度に作成したガイドブックを活用した研修会の開催、好事例の創出に向けた専門家派遣による実務指導を通じた実践に向けた普及事業に取り組むとともに、国内外における事例調査やスポーツイベント以外での既存スポーツ施設の高付加価値化に向けた検討を行う。

6 農泊の推進

(1) 滞在型農山漁村の確立・形成

- ① 農山漁村の所得向上と関係人口²²の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や

²¹ スポーツと自然・文化等の地域資源を掛け合わせ戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につなげる取組を推進する、地方公共団体やスポーツ団体、民間企業等が一体となったネットワーク組織のこと。

²² 移住や観光でなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な関わりを持つ人々。

景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を利用した滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、農林水産物・食品の輸出拡大との相乗効果を図る。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進する。

- ② 多様な地域の食とそれを支える農林水産業や特徴のある景観、伝統文化等の魅力で訪日外国人旅行者を誘客する農泊地域等を農林水産大臣が「SAVOR JAPAN」²³に認定し、官民が連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する。また、認定地域のテーマ共通性を生かした横串連携等の推進、認定地域関係者の知識習得や地域間のネットワーク化を目的とした研修会・情報交換会等の開催、JNTO 等と連携した情報発信を効果的かつ一元的に取り組むことで訪日外国人旅行者の誘客を強化する。

（２）農山漁村の地域資源の活用支援

- ① 「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村が潜在的に有する地域資源を引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として選定する。また、選定証授与式や交流会等の開催及び特設サイトを活用した全国への発信等、農山漁村の地域住民の意欲及び機運向上につながる取組を推進するとともに優良事例の普遍化を図る。
- ② 大阪・関西万博の農林水産省展示（2025 年 6 月）において、インバウンドを含めた多くの来場者に向けて農業遺産、世界かんがい施設遺産等の農山漁村の魅力を発信し、訪問意欲の喚起を図る。また、農業遺産地域の取組を広く発信するシンポジウムの開催等により、農業遺産地域等の観光振興を図る。
- ③ 農泊等と連携した農村地域でのジビエ利用拡大を図るため、捕獲鳥獣の搬入体制の強化やジビエを主な原料とした加工品として製造する設備の導入、プロモーションによる情報発信・需要開拓、ジビエを取り入れた食事メニューや商品の開発等を支援する。また、ジビエ料理・商品を活用したモデルコースの造成等に官民が連携して取り組む。

7 地方誘客に資する各種のコンテンツ整備

（１）地域に根差した観光資源の磨き上げの推進

将来にわたって持続的に地方誘客が促進されるよう、観光に未活用な地域資源の活用等、地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信を総合的に支援し、中長期にわたって販売可能なビジネスモデルづくりを全国各地で支援する。

（２）コンテンツ連携による広域的な周遊観光の促進

訪日外国人旅行者の消費額の増加及び滞在の長期化を促進するため、「旅全体を通じて一貫したストーリーを有する長期滞在ツアー」の造成や、地域の多様な関係者と連携し、ツアー全体をコーディネートできるガイド（Experience Manager）の育成等により、ストーリーに沿った地域のコンテンツの連携促進の手法を検証し、その結果を観光関連事業者等に引き続き共有する。

（３）医療や健康増進と連携した観光の推進

観光庁は厚生労働省と連携し、日本の高度な医療技術と地域固有の観光資源を組み合わせたインバウンド地方誘客モデルの造成・実証や観光から医療まで一貫して通訳できる観光人材を地域で養成するためのモデルの実証を通じて、医療観光先として日本のプレゼンス強化を図る。

（４）サイクルツーリズムの推進

- ① サイクルツーリズムの推進に向けて、サイクリング環境の整備に関する国内外の好事例の収集を行うほか、ナショナルサイクルルートの更なる磨き上げやイベント出展等の国内外への情報発信、新たなルートの検討を行う。
- ② 訪日外国人旅行者の来訪促進及び観光地の魅力増進のため、引き続き、移動そのものを楽しむ観光列

²³ 多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で、訪日外国人旅行者を誘客する農泊地域等を農林水産大臣が認定し、官民で連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組のこと。SAVOR に、日本の農山漁村の食や食文化を深く味わう・楽しむという意味が込められている。

車の魅力を海外に情報発信するほか、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレインの普及を推進する。

(5) インフラツーリズムの推進

ダム、橋、港、砂防、歴史的な施設等、世界に誇る土木技術等を周辺自然環境と併せて観光資源として活用し、地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。これまでの事業を踏まえて、効果的に地域活性化に資するため、地域とインフラ管理者が連携した面的な誘客につながる事業を実施する。

(6) 離島地域等における観光振興

- ① 離島の振興を図るため、離島の二地域居住や定住促進につながる取組、情報発信、関係人口創出、企業誘致の取組等を離島活性化交付金により支援する。また、半島地域では、地域の特性を生かしながら、地方公共団体や NPO 等の多様な主体が連携して広域的に実施する交流促進、産業振興等の取組を支援するとともに、地域資源を活用した半島地域への誘客を促進するプロモーションの実施、半島製品の認知度向上と販売促進等を図るための官民連携体制構築に係る調査を実施する。
- ② 観光資源としての魅力を有するフェリー、旅客船、遊覧船等が、訪日外国人旅行者に幅広く活用され、船旅の更なる魅力向上や地域経済効果の最大化に資する取組を行う民間事業者等を引き続き支援する。
- ③ 沖縄におけるクルーズ船受入のための係留施設等の整備を引き続き推進する。また、沖縄の美しい自然及び文化を生かし、訪日外国人旅行者の受入体制強化や独自の観光メニューの提供への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」や「沖縄北部連携促進特別振興事業費」、「新たな沖縄観光サービス創出支援事業」等を通じた沖縄観光の強化を図るとともに、「魅せる沿道景観」の整備を引き続き推進する。
- ④ 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」により、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・航空券又は旅行商品の企画、開発及び普及、旅行商品等に組み入れられる着地型観光サービスの質の向上及びその提供を担う人材の確保育成や地域連携等を図る取組への支援を強化する。多様なニーズに対応するため、特に分散型ホテルによる宿泊環境整備、インバウンド誘客促進、長期滞在型商品の推進を引き続き支援する。
- ⑤ 北方領土隣接地域において、豊かな地域資源を生かした体験型・滞在型観光及び広域観光の推進を図るとともに、交流・関係人口の創出・拡大に取り組む。また、北方領土の情報及び北方領土隣接地域の魅力を SNS 等の各種媒体を通じて発信することで、北方領土隣接地域への訪問者の拡大を図るとともに、特に若い世代の関心を喚起する観点から教育旅行の誘致を促進する。さらに、北方領土に関する効果的な啓発の在り方を検討するため、北方領土隣接地域における地域一体となった啓発促進策についての調査研究を行う。
- ⑥ 北方領土隣接地域の滞在型観光促進のため、民泊等宿泊施設等旅行者受入環境に係る課題を分析の上、地域が一体となった解決方策を検討し、受入環境の構築を図る。また、2025 年度内に、協議の場を設置し、課題の共有、検討を行い、課題解決の取組を促進する。

(7) 旅客航路の観光利用促進

「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」及び「簡易作成ツール」を用い、多数の関係者間における航路情報の共有を図るため、フェリー・旅客船事業者と経路検索事業者によるデータ整備を引き続き支援・推進していく。

(8) 観光コンテンツ事業者の収益性改善

観光コンテンツ事業者の経営における持続可能性を高めるべく、ネイチャーアクティビティ等の観光コンテンツの造成に既に取り組んでいる地域を中心に、専門家による伴走支援の下、国際競争力のあるコンテンツとしての質を担保しつつ、継続的に販売を行うことができる収益性改善モデルの構築を実証する。

第4節 訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進

観光による地方創生や訪日外国人旅行者の旅行消費額の拡大を目指し、消費単価の高い高付加価値旅

行者の誘致促進に取り組む全国 14 のモデル観光地に対して、各地域のマスタープランに基づくコンテンツの磨き上げや、宿泊施設、移動手段、ガイドの体制等の受入環境の整備の取組を支援するとともに、JNTO と連携し、販路形成、情報発信の強化等に引き続き取り組む。

第5節 戦略的な訪日プロモーションの実施

1 我が国の観光の魅力の戦略的な発信

(1) オールジャパンによる訪日プロモーションの実施

JNTO は、インバウンドの更なる拡大に向けて、訪日マーケティング戦略に基づいてデジタルマーケティング等も活用しながら、市場のニーズに合わせてきめ細かなプロモーションを引き続き実施する。また、在外公館等の関係省庁・機関等とも連携の上、我が国の魅力を効果的に発信する。

(2) 新規訪日層の開拓

JNTO は、2025 年度が万博開催の年であることを考慮し、「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認識していない層」へ向けて万博＋観光等の動画や静止画を活用した広告を集中的に発信し、新たな訪日需要を掘り起こすとともに、2026 年度以降の広告展開に向けて欧米豪・中東市場を中心に存在する「訪日したことがなく、今後の旅行先の候補の一つとして日本を捉えている層」を対象に、訪日意欲を高め、予約行動につなげていく目的で、多面的な訪日の魅力を伝え、具体的な旅行イメージの想起を促す広告の準備を進める。

(3) アジアのリピーター層の再訪日意欲喚起

アジア 10 市場（中国、韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン及びベトナム）の訪日ライトリピーター（訪日 2～5 回）を対象に、オンライン旅行会社（OTA²⁴）と連携して地方誘客を強化するための販売促進施策に加え、インフルエンサー（約 5 市場を予定）を招請して体験型コンテンツや食等の地方の魅力を発信するキャンペーン等を引き続き行う。

(4) 地域の魅力の海外発信

海外を含めたクリエイティブな人材や民間投資を惹きつけるため、官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームに対し、地域のシティプロモーションを支援することで、日本の都市の魅力発信を引き続き推進する。

2 大規模イベントを活用した情報発信

(1) 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機とした対外発信

- ① 国内の主要な空港における掲出や、国内外のメディアを通じた情報発信を行いつつ、JNTO 等と連携した訪日プロモーションや博覧会協会が構築する観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」による多言語での情報発信を実施する。
- ② 大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートについて、引き続きの普及促進活動を通じて大阪・関西万博開催の全国的な機運の醸成を図る。また、地方版図柄入りナンバープレート及び全国版図柄入りナンバープレートの普及を図るとともに、2025 年 5 月より新たに 5 地域の地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始する。さらに、2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）特別仕様ナンバープレートの交付を開始し、GREEN×EXPO 2027 開催の全国的な機運の醸成を図る。

(2) 2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）に向けた対外発信

GREEN×EXPO 2027 の開催に向け、各国への参加招請活動及び国内外で行われる国際会議やシンポジウム等の機会を通じて、本博覧会のテーマに関連する花・緑・食・農等の魅力を発信する。

3 各分野と連携した情報発信

(1) 大使・総領事の公邸等を活用した観光プロモーション等の推進

- ① 在外公館等において運用している SNS アカウントで写真素材を活用し、任国の嗜好・トレンドを踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信するなど、観光促進を含む広報を積極的に実施して、日本への関心・理解の促進を図る。

²⁴ Online Travel Agent の略。インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

- ② サンパウロ、ロンドン及びロサンゼルスという世界3都市に設置されたジャパン・ハウス各拠点において、引き続き日本の多様な魅力を幅広い層に対して発信し、インバウンドの観光需要を促進する。2024年度から始まった「ジャパン・ハウス事業」第3期においても様々な展示・イベントを地方公共団体、地域の企業、アーティスト等とも幅広く連携しながら実施し、被災地支援も念頭に置きながら、日本の地域の魅力を発信していく。
- ③ 外務省と地方公共団体等との共催で、駐日外交団、外国商工会議所等に対し、各地方公共団体がそれぞれの特色・施策（産業、観光等）に関する情報を発信するセミナーを2025年度内に1回実施する。また、外務省と地方公共団体等との共催で、文化・産業・観光施設等の視察や地方公共団体首長との意見交換等を通じて多様な魅力を直接体験し、海外に発信してもらうことを目的にした駐日外交団による地方視察ツアーを同年度内に5回実施する。
- ④ 外務大臣と地方公共団体の首長との共催で、駐日外交団等を飯倉公館に招き、地方の多様な魅力を国内外に発信する事業を2025年度内に2回実施する。

（2）クールジャパンの海外展開

- ① JETROにおいて、異業種連携による地域資源を活用した地域産品の輸出やインバウンド促進支援の一環として、引き続き地域産品の海外展開を通じた産地のアピールを行う。また、海外での地域産品の認知度を高めるため、これらの魅力が一層伝わるよう、海外バイヤー等の招へい等を通じて、地域産品の魅力に触れる機会を設定する。
- ② 伝統的工芸品の産地の風景や工房で職人が制作する様子を撮影した動画を英語字幕付きで作成し、YouTubeや展示会等で配信すること等を通じて引き続き産地をPRし、伝統的工芸品の需要と産地の更なる活性化につなげる。
- ③ 【再掲】第Ⅲ部第1章第3節6
- ④ 【再掲】第Ⅲ部第1章第9節①
- ⑤ 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の出資を通じて、地域の観光資源等を生かしてインバウンド需要を喚起する事業を引き続き支援する。
- ⑥ 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号）に基づき、観光資源を生かして地域経済を牽引する事業についても、地域未来投資促進税制等により設備投資等を引き続き後押しする。

（3）日本文化に関する情報の総合発信

- ① スポーツ庁、文化庁及び観光庁の連携を一層強化し、スポーツや文化芸術といった地域の魅力を、観光と連携することにより、国内外に発信するとともに、訪日外国人旅行者の増加や国内観光の活性化を図るための取組として「スポーツ文化ツーリズムアワード」を引き続き実施する。
- ② 【再掲】第Ⅲ部第2章第2節2（5）①
- ③ 在外公館及び独立行政法人国際交流基金（JF）が、各国において伝統文化、ポップカルチャー、地方の魅力や和食等、様々な分野に関する事業を引き続き行うことにより、日本の多様な魅力を海外に積極的に発信し、諸外国の日本に対する興味・関心を高める。また、観光客誘致に向けた取組において有利な環境の創出に資する事業を、オンラインも活用して効果的に継続実施し、訪日需要を喚起する。さらに、JNTOとJFは、海外拠点間の会議体や、定期的な連携促進会議の開催を通じて更なる連携拡大の可能性を協議し、JNTOが実施する「訪日プロモーション事業」と、JFの文化芸術交流、日本語教育及び日本研究・国際対話事業等の機会やJFの持つコンテンツやネットワークを活用した連携事業を実施する。こうした取組を通じて、日本の魅力向上や訪日需要の喚起に資する情報発信を行うことで、地方誘客を促進する。

(4) 日本食・日本食材等の海外への情報発信

- ① 訪日旅行経験者等への日本食・食文化の魅力発信及び食関連消費の拡大に資するプロモーション等を実施する。また、日本産農林水産物・食品を購入・消費できるよう海外で日本産食材を積極的に使用する飲食・小売店を「日本産食材サポーター店」として認定する取組を推進する。
- ② 国内外商談会、海外見本市等を通じた海外バイヤーとのビジネスマッチングの機会を創出するとともに、営業型サンプル提案、専門家による伴走支援等を活用した商談機会創出の取組も継続する。

(5) 国際放送による情報発信の強化

「放送法」(昭和 25 年法律第 132 号)に基づき NHK にテレビ国際放送の実施を要請することにより、日本の文化・産業等の情報や魅力を世界に発信するとともに、国内外における周知広報や受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を推進する。

(6) 外国報道関係者の招へい等を通じた対外発信

外国メディア関係者の招へい、在京外国メディア向けプレスツアーを実施し、海外メディアによる、地方を含めた日本の魅力発信を引き続き支援する。

(7) 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供

- ① 公益社団法人日本観光振興協会では、2025 年 4 月に全国観光ポータルサイト「JAPAN 47 GO」英語版をリリースする。同サイトでは、手動翻訳と AI 翻訳を駆使し、訪日外国人旅行者に対して、地域の自然・歴史資源・観光施設等のスポット情報や体験型観光等の地域商品情報を発信していく。
- ② 全国各地の文化財とその地域の魅力について、外国人目線でウェブサイトを洗練・拡充し、歴史や伝統、文化芸術への関心が高い層をターゲットとするリーチ施策を実施する。

第 6 節 MICE の推進

1 新型コロナウイルス感染症による変化を踏まえた MICE 誘致・開催の意義の発信

新型コロナウイルス感染症の影響を経て、外部環境が大きく変化したことを踏まえ、MICE 開催による総消費額及び経済波及効果を測定する「MICE 簡易測定モデル」の改訂を行うとともに、過年度の MICE 総消費額の算出を行う。

2 政府一体となった MICE 誘致・開催

「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」(令和 5 年 5 月 30 日観光立国推進閣僚会議決定)や大阪・関西万博の開催を踏まえ、政府として各種国際会議を積極的に開催するとともに、文部科学省や経済産業省等の関係省庁や博覧会協会等と連携し政府一体となった MICE の誘致・開催を支援し、我が国での MICE 開催案件の増加を引き続き図る。

3 MICE 開催地としての地域の魅力向上・発信文化観光の推進

MICE 開催地としての各地域の魅力向上に向け、各地域の強みや長期戦略に基づくコンベンションビューロー²⁵等と地域のステークホルダーの連携による、ユニークベニユーの活用促進への取組や、地域の産業や知的資産等を活用したコンテンツ開発等への支援を実施し、各都市の誘致力強化を図る。

4 日本政府観光局(JNTO)等による MICE 誘致活動の強化

- ① JNTO において、東アジア及び東南アジア市場において現地のインセンティブ旅行を取り扱う有力な旅行会社等と日本側コンベンションビューロー、ホテル等を集めたインセンティブ商談会を開催する。また、欧米及びアジア市場からインセンティブ旅行を取り扱う旅行会社を招請し、日本各地での視察を引き続き実施する。
- ② JNTO は、オンライン広告やウェブサイト、SNS 等を活用し、引き続き日本のサステナビリティの取組や日本で開催された国際会議のケーススタディ、大阪・関西万博関連情報等を継続的に発信する。

²⁵ 国際会議をはじめとした MICE の誘致を支援する組織のこと。

- ③ JNTO は、国際的に有力な MICE 主催者との関係を強化し、MICE デスティネーションとしての日本のプレゼンスを向上させる観点から、国際 PCO²⁶ 協会（IAPCO）とのデスティネーション・パートナーシップ協定に基づき、IAPCO のネットワークを活用した情報発信や人材育成プログラムにおける連携を引き続き行う。また、国際会議協会（ICCA）、MPI²⁷、SITE²⁸ 等、MICE 国際団体のネットワークを活用し、情報収集を行う。
- ④ JNTO は、引き続きデータ連携システムを活用し、オンライン及びオフラインのマーケティング活動により収集・蓄積した各種データを組織内に適時共有するとともに、ウェブサイトとの連携を行い、新たな国際会議やインセンティブ旅行のセールス情報の獲得等、MICE 誘致力の強化を図る。
- ⑤ MICE 誘致・開催に積極的な都市における MICE 専門性の高度化に向け、研修・セミナーの開催やサステナビリティへの取組促進等を実施する。また、各都市のコンベンションビューローに対しては、海外 MICE イベントへの出展・参加支援等を実施し、我が国の MICE 開催件数の更なる増加を図る。

5 MICE 誘致の国際競争力の向上のための基盤整備

- ① JNTO は、引き続き、大学及び学協会へのセールスアプローチを積極的に実施し、JNTO 及びコンベンションビューローの支援スキームの情報発信を行うとともに、JNTO の活動の認知度向上を図るほか、MICE アンバサダーを活用した広報を行うとともに、地域の拠点大学・研究機関等の潜在的な国際会議主催者及び学協会事務局との連携を強化する。これらの取組により、国際会議誘致件数の拡大を図る。
- ② 共同主催国際会議の募集に関する周知や講演会の共同開催等で構築してきた日本学術会議及び JNTO との協力体制をより一層深め、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催に向けた取組を促進する。
- ③ JNTO は、体系的な人材育成プログラムの内容の充実を図り、MICE 業界における基礎知識からサステナビリティやデジタルリテラシー等の最新トレンドまで実践的な知識やノウハウを習得し、グローバルに対応できる専門人材の育成に取り組む。また、国際会議主催者やコンベンションビューローの国際会議誘致活動等に対し、効果的な提案書の作成やプレゼンテーションに係るコンサルティング等の支援を引き続き強化する。
- ④ MICE 施設への PFI²⁹・コンセッション方式導入を促進するため、地方公共団体に専門家を派遣し同方式導入に向けた課題の調査を引き続き実施する。また、MICE 施設運営に関わる民間サウンディングを容易にするプラットフォームを運用する。
- ⑤ MICE 施設が新たな国際 MICE 開催ニーズへの対応や更なる魅力向上のための新規投資と効果的なプロモーションに取り組むため、DX やサステナビリティ対応の強化や多言語ウェブサイト等の整備支援を実施し、我が国の各都市の MICE 誘致の国際競争力強化を図る。
- ⑥ 地域のコンベンションビューロー、地方公共団体、大学が主体となった国内主催者の会議開催意欲向上や誘致力の強化に資する取組を支援し、地域全体での誘致体制の強化を図る。

6 国際仲裁の活用による訪日促進

国際イベントの積極的開催、海外への広報活動等を通じて、クロスボーダー取引をめぐる紛争解決の拠点としての日本の魅力を引き続き海外に対して広報することにより、海外から多くの仲裁人・仲裁代理人等の関係者を日本に呼び込む。

第7節 IR 整備の推進

IR については、カジノに対する様々な懸念に万全の対策を講じつつ、日本の MICE ビジネスの国際競争力の向上、魅力ある滞在型観光の促進、国内各地の魅力発信や国内各地への送客に資する施設が整

²⁶ Professional Congress Organizer の略。会議運営サービス会社のこと。

²⁷ Meeting Professionals International の略。MICE 専門家が加盟する国際非営利団体のこと。

²⁸ Society for Incentive Travel Excellence の略。インセンティブ旅行業界の世界的な発展を目指す国際団体のこと。

²⁹ Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

備されるよう、「特定複合観光施設区域整備法」（平成 30 年法律第 80 号）に基づき、2023 年 4 月に認定した大阪の区域整備計画の実施状況の評価や事業者からカジノ事業の免許の申請がなされた場合における厳正な審査等、所要の手続を進める。

第 8 節 インバウンド受入環境の整備

1 交通機関の整備・外国人対応

（１）快適な旅を実現する環境の整備

- ① 新幹線、高規格道路、国内航空等の高速交通ネットワークを活用し、三大都市圏をはじめとする大都市圏と地方、また、地方と地方をつなぎ、快適な旅を実現する環境を整備し、地方への国内外の観光客の流れを引き続き創出する。
- ② 引き続き、バスタプロジェクト³⁰の全国展開をより一層推進する。その際、民間ノウハウを活用しつつ効率的に整備・運営するため、官民連携での整備・運営管理を可能とするコンセッション制度等を活用しつつ、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaS³¹等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とする。
- ③ 英字を併記した規制標識「一時停止」等、国民及び訪日外国人旅行者の双方にとってわかりやすい道路標識を更新等に合わせて引き続き順次整備していく。
- ④ 移動そのものを楽しむオープントップバス等の導入を引き続き促進する。
- ⑤ 観光地の魅力増進のため、移動そのものを楽しむ観光列車の魅力を海外に情報発信し、引き続き、地方への訪日外国人旅行者の流れの創出を図る。
- ⑥ 引き続き、北海道や四国エリアにおいて、JR 北海道・JR 四国と関係事業者が連携して、観光列車の運行を実施する取組を継続する。

（２）航空ネットワークの回復と強化

- ① 地方創生や観光立国の実現に不可欠な航空ネットワークの維持・活性化に向けて、需要回復後の成長投資を下支えする観点等から、引き続き航空会社への公租公課の軽減等を支援する。また、航空ネットワークの維持・発展やサステナブルツーリズムへの関心の高まりに対応するため、持続可能な航空燃料（SAF）の導入や空港の再エネ拠点化を含む航空の脱炭素化を推進する。
- ② グランドハンドリングや保安検査等の空港業務について、持続可能な空港業務の体制強化に向け、引き続き、有識者会議において各関係者が行う取組のフォローアップを実施するとともに、空港ごとの合同説明会の開催や共用休憩室の整備等の空港業務の人材確保や処遇改善等に向けた取組を官民一体となって推進する。さらに、労働力不足により訪日外国人旅行者の利便性が損なわれないように官民が連携して先端技術の活用についての検討・検証を行い、省力化・自動化を推進する。2025 年内の空港制限区域内における自動運転レベル 4（特定条件下における完全自動運転）を実現するとともに、国内空港への導入展開に向けた検討や、共通インフラ及び運用ルールの変更・改善の検討等を進める。また、空港業務の技術開発・実装を進めるべく、各空港業務について、技術開発・実装のロードマップを検討するとともに、手荷物輸送作業の生産性向上に向けた検討を進める。加えて、旅客の手荷物輸送等の円滑化を図る。また、航空燃料の安定的な供給に向け、2024 年 7 月にとりまとめた行動計画に基づき、フォローアップ等を通じて、取組を推進する。
- ③ ビジネス需要や高付加価値旅行者の観光需要等に応えるべく、引き続き、ビジネスジェットに係る諸手続の改善、ビジネスジェット専用動線整備等、ビジネスジェットの利用環境の改善を図る。

（３）国際拠点空港等の整備

- ① 訪日外国人旅行者の受入拡大、我が国の国際競争力の強化の観点から、首都圏空港の発着容量につい

³⁰ 鉄道やバス、タクシー等、多様な交通モードがつながる集約型の公共交通ターミナルを、官民連携で整備するプロジェクト。

³¹ Mobility as a Service の略。あらゆる乗り物を、IT を用いて結びつけ効率よく便利に移動できるようにするシステムのこと。

て年間約 100 万回への拡大を目指し、必要な取組を進める。具体的には、東京国際空港（羽田空港）においては、2020 年 3 月に運用を開始した新飛行経路について、引き続き、騒音・落下物対策や地域への丁寧な情報提供等、新飛行経路の着実な運用に向けた取組を進める。また、空港アクセス鉄道の基盤施設整備、国内線・国際線間の乗り継ぎ利便性向上のための人工地盤の整備、旧整備場地区の再編整備、空港制限区域における自動運転レベル 4 の導入のための整備等を引き続き実施する。成田国際空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、C 滑走路新設等の年間発着容量 50 万回への拡大に向けた取組を進めるとともに、旅客ターミナルの再構築や航空物流機能の高度化等の検討を進める。

- ② グランドハンドリングや保安検査等の空港業務について、持続可能な形で発展するよう、人材確保や処遇改善等に向けた取組を推進する。
- ③ 中部国際空港においては、引き続き「第 1 ターミナル改修事業」や現滑走路の大規模補修時における継続的な空港運用及び空港の完全 24 時間運用の実現等を目的とした「代替滑走路事業」を推進する。
- ④ 屋久島空港においては、首都圏からの直行便の就航による交流人口の更なる拡大等を図るための「滑走路延長事業」を引き続き推進する。また、那覇空港においては、空港の利便性向上を図るための「国際線ターミナル地域再編事業」、新千歳空港においては、航空機や除雪車両の混雑緩和等を図るための誘導路複線化等を引き続き推進する。
- ⑤ 地方空港のゲートウェイ機能強化を図るため、引き続き、地方空港のコンセンションの推進を通じて、内外交流人口拡大等による地域活性化を促進する。
- ⑥ 2025 年 3 月に国内管制空域の再編（上下分離）が完了し、2025 年度は、航空交通量の増大に応じた管制空域及び飛行経路の運用を行い、航空機の航行する空域の容量を活用することにより、航空交通量の増大に対応する。
- ⑦ 今後の航空需要の増加に対応するため、航空大学校における操縦士の着実な養成、航空業界における女性活躍推進に向けた検討、航空身体検査医の確保に向けた取組の推進、若年層の関心を高める戦略的な広報活動の推進、リソースの有効活用等に資する資格や養成に係る制度の見直し等、操縦士・整備士の養成・確保に向けた対策を行う。

（４）クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組

- ① 我が国のクルーズ再興の観点から、クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出に向け、船内の受入環境整備を進めるほか、海外でのプロモーション活動や訪日外国人旅行者が楽しめる上質なクルーズ商品の造成等を支援する。また、2024 年 2 月より実施している「日本のクルーズ市場の持続的発展に向けた有識者検討会」において、今後のクルーズ市場開拓の方針をとりまとめる。
- ② 日本におけるクルーズ再興に向け、安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進め、2025 年に訪日クルーズ旅客を 250 万人まで回復させるとともに、外国クルーズ船の寄港回数が 2,000 回を超えることを目指した取組を推進する。また、地方誘客を進めるため外国クルーズ船が寄港する港湾数について、2025 年に 100 港とすることを目指して取り組む。
- ③ 新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組やクルーズの安全・安心の確保に向けた今後の在り方等を整理した「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る検討・最終とりまとめ（2023 年 9 月 11 日）」等を踏まえ、引き続き、日本全体で安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進める。
- ④ 既存ストックを活用したクルーズ船の受入環境整備や寄港地を探すクルーズ船社と港湾管理者のマッチングを図るサービスの提供、クルーズ旅客の受入機能の高度化等により、引き続き、クルーズ再興に向けた取組を進める。
- ⑤ 旅客施設等への船社の投資に併せて、国・港湾管理者による港湾施設の整備や調整等のハード・ソフト両面からの支援を行うことによるクルーズ船の長期的かつ安定的な寄港の確保や、民間事業者による

旅客施設の整備に対する支援により、引き続き世界に誇る国際クルーズ拠点の形成を図る。

- ⑥ クルーズ船寄港の地域経済効果を最大化させるため、引き続き、寄港地の地方公共団体とクルーズ船社が連携し、寄港地での消費を船内等で喚起するスキームを構築するとともに、内陸部を含めた広域に及ぶ上質な寄港地観光造成に向けた意見交換会等を実施する。また、港湾協力団体の活用及び「みなとオアシス」の登録を促進し、引き続き、クルーズ旅客の受入環境の向上を図る。
- ⑦ 全国の港湾管理者等で構成する全国クルーズ活性化会議と連携して瀬戸内海や南西諸島等の新たなクルーズ周遊ルートの開拓を進めるとともに、更なるクルーズ振興による地域活性化や日本人クルーズ旅客の増加、我が国におけるクルーズ文化の醸成を目指し引き続き取組を進める。
- ⑧ 引き続き、全国の港湾における係留可能な岸壁・マリーナに対して、大型のプレジャーボートの寄港実績を調査するとともに、既存設備を考慮した受入環境整備に向けて検討する。
- ⑨ 各港湾のクルーズ船誘致機会の創出と、寄港地の高付加価値観光コンテンツのプロモーションのため、海外クルーズ専門見本市、商談会への出展やクルーズ関係者の招請、船社と連携した旅行会社向けセミナー等を実施する。

(5) 国際交通機関へのアクセス向上

空港・港湾へのアクセス等、高規格道路の整備・活用に取り組む。また、東京国際空港（羽田空港）において、空港の運用状況を踏まえた深夜早朝アクセスバスの利便性向上に向け、引き続き調整を行う。さらに、空港整備事業として、JR 東日本羽田空港アクセス線及び京急空港線引上線の鉄道基盤施設（トンネル躯体等）整備を引き続き進める。加えて、成田国際空港においては、空港アクセス関係者との意見交換を重ね、引き続き、空港アクセスの更なる利便性向上等に向けた検討を進める。那覇空港においては、空港アクセスの利便性向上に向け、国内線ターミナルビル前面の高架道路を国際線ターミナルビル前面まで延伸する工事を引き続き実施する。

(6) 地域交通を活用した観光地の魅力向上・高付加価値化と MaaS の実装推進

- ① 公共交通事業者等が実施する、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料 Wi-Fi サービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進める取組や、災害等非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るためにスマートフォン等の充電環境を確保する取組に対し、引き続き支援する。
- ② 観光地における交通サービスの利用及び観光コンテンツへの接続をシームレス化する MaaS により観光地における二次交通の高度化を図り、「観光の足」確保による観光周遊や観光消費の増加を促進する。また、MaaS から取得可能な移動データ等の観光施策への活用を推進する。さらに、観光地における情報発信やコンテンツへのアクセシビリティを強化するため、GTFS³²等の経路検索のためのデータ整備の推進や標準仕様アップデート、デマンド交通へ対応するための技術開発等を行う。そのほか、送迎車両等の地域輸送資源の活用や配車アプリ連携の推進等、「観光の足」確保のための地域交通 DX を推進する。
- ③ 【再掲】第Ⅲ部第1章第9節②
- ④ タクシー、乗合タクシー、公共ライドシェア、日本版ライドシェア等を地域住民や来訪者が利用できない「交通空白」の解消に向けて、2024年7月に立ち上げられた「国土交通省『交通空白』解消本部」において、地域住民の「地域の足」の確保・充実を図る取組に加え、新幹線・特急停車駅・空港等の主要交通結節点から観光地に向かう「観光の足」の確保・充実を図る取組や訪日外国人旅行者にもわかりやすい情報提供の取組を強化する。また、同年11月に設置された「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」において、引き続き、官民関係者の幅広い連携をもとに、全国各地の課題解決に取り組む体制を整備する。さらに、全国各地の「交通空白」の解消等に向けて、2025年度から2027年度までを「交通空白解消・集中対策期間」と定め、地方公共団体や交通事業者に対する伴走支援や、パイロット

³² General Transit Feed Specification の略。公共交通事業者が時刻表、駅、運賃等のサービス情報を提供するための標準的なデータ形式のこと。

プロジェクトの推進等、あらゆるツールを総動員し、地域交通のリ・デザインを全面展開していく。

（７）MaaS等の新たなモビリティサービスの基盤整備の支援

- ① 観光地内の周遊性を高めることによりストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、訪日外国人旅行者等に対して手軽な移動手段を面的に提供するシェアサイクルの導入を引き続き促進する。
- ② 日本の配車アプリの多言語化を進め、訪日外国人旅行者等が母国と同じようにタクシーを利用できる環境を整備する。また、外国語対応ドライバーの採用・育成や、多言語タブレット等の活用促進、キャッシュレス決済への対応の推進等により、訪日外国人旅行者等が快適に国内を移動できるよう、言語・決済に不安なくタクシーを利用できる環境を整備する。主に訪日外国人旅行者を相手として行われる、「道路運送法」(昭和26年法律第183号)に違反する自家用車を使用したタクシー行為、いわゆる白タク行為については、警察等と連携して対応してきたところであり、今般、訪日外国人旅行者が増加している状況を踏まえ、成田国際空港をはじめとする国内主要空港や観光地等において白タク行為防止を呼びかける啓発活動を実施する。さらに、主要空港等の実態調査を踏まえて白タク行為と疑われる事案に関する情報の提供を行うなど、引き続き、警察等と連携しながら、旅行者の安全・安心を確保できるよう白タク防止対策を強化していく。

（８）公共交通事業者等による利便増進措置

- ① 「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」(平成9年法律第91号)(国際観光振興法)に基づき、観光庁長官が指定した区間において、公共交通事業者等による訪日外国人旅行者の利便を増進するための実施計画の作成や同計画に基づく措置を通じて、我が国の訪日外国人旅行者向けサービスの更なる向上を引き続き促進する。
- ② 旅行者目線での快適な鉄道乗車サービスを実現するため、引き続き、インターネット予約環境の一層の充実やキャッシュレス決済の導入を促進する。

（９）新幹線等を利用する訪日外国人旅行者の国内移動の活性化

訪日外国人旅行者の国内での移動を円滑化するため、企画乗車券引き換え時の待ち時間対策を実施するなど、引き続き、「Japan Rail Pass」³³等の企画乗車券の利用促進を図る。

（１０）観光地へのアクセスの利便性向上

観光地へのアクセス利便性を向上させるため、観光旅行者のニーズに合った観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を引き続き図る。

（１１）わかりやすい道案内等の充実

- ① 道路案内標識の英語表記の改善・充実、道路案内標識と観光案内ガイドブックやパンフレット等の連携、交差点名標識への観光地名表示、国土地理院作成の英語版地図との英語表記の整合の確保等により、訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を引き続き推進する。
- ② 訪日外国人旅行者のドライブ観光を促進するため、官民一体(観光・交通関係団体、行政等)となって組織する「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」において、来道外国人旅行者のGPSデータを把握・共有・活用等することにより、インバウンドの受入環境整備・改善を促進する。また、2025年度内に同プラットフォーム会合を開催し、測位データ等を活用した観光地経営の情報共有を行うとともに、講師・会員相互間の交流の場を設け、地方部への誘客に向けた情報発信等の取組を引き続き促進する。

（１２）幹線鉄道の整備

- ① 整備新幹線について、現在建設中の北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)は、引き続き、沿線地方公共団体等の関係者の理解と協力を得て、着実な整備に努める。また、未着工区間である北陸新幹線(敦

³³ 観光目的の短期滞在で訪日する外国人等、利用資格を満たす旅行者を対象に、JRグループ6社が共同して提供するJR各社の鉄道及び路線バス等が乗り降り自由で利用できる特別企画乗車券。

賀・新大阪間) について、一日も早い全線開業に向けて、沿線の地方公共団体等の理解を得られるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とともに、丁寧かつ着実に取り組む。さらに、九州新幹線(西九州ルート) について、九州地域、西日本地域の未来にとってどのような整備の在り方が望ましいか議論を積み重ねることが重要であり、関係者との協議を引き続き進める。

- ② リニア中央新幹線(品川・名古屋間) について、「リニア中央新幹線静岡工区モニタリング会議」を通じて、事業主体である JR 東海の対策状況を継続的に確認するとともに、引き続き、静岡県と JR 東海の協議に国土交通省も入って一層の対話を促す。また、名古屋・大阪間も含め、関係地方公共団体や JR 東海と連携し、環境整備を進める。

(13) 都市鉄道の整備

既存の都市鉄道施設の有効活用による都市鉄道の路線間の連絡線整備や相互直通化、地下鉄の整備、鉄道駅の改良等による都市鉄道の機能強化を通じて、まちづくりと連携した都市鉄道ネットワークの充実や一層の利便性の向上を図るため、事業主体や事業スキーム等について関係者間の具体的な検討を促進し、また、既に事業化している整備事業を着実に推進する。

(14) 高速道路の整備等

高速道路会社等が、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる周遊パスについて、一層の利用拡大を図るため、引き続き地方公共団体等との連携を強化して企画・販売を行うなど、より魅力的な商品を造成していくとともに、平日への観光需要の平準化に取り組む。また、訪日外国人旅行者の地方部への誘客のため、高速道路会社等が、レンタカー事業者等と連携して、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる周遊パスについて、利用促進を図る。

(15) 地域内の道路・道の駅の整備

- ① 観光や防災等の地域の拠点としての役割を発揮するため、引き続き「道の駅」の電気自動車(EV)の充電施設やトイレの洋式化等の整備を促進するとともに、災害時には地域外の利用者や地域住民に被災状況や支援活動の情報提供を行う。
- ② 第1ステージ「通過する道路利用者へのサービス提供の場」、第2ステージ「道の駅自体が目的地」として取組を進めてきたが、第3ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」を目指す取組の一環として、キャッシュレスの導入推進や外国人観光案内所の JNTO 認定取得を促進するなどのインバウンド対応を強化する。
- ③ 「道の駅」が民間企業や DMO、「日本風景街道」等と連携した取組を促進することにより、引き続き、第3ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」としての機能強化を図る。
- ④ 地域の観光拠点機能の充実及び消費拡大を図るべく、訪日外国人旅行者の来訪が多い又は今後の増加が見込まれる「道の駅」を中心に、多言語対応やキャッシュレス決済環境、外国人観光案内所の整備等のインバウンド対応に係る取組を引き続き支援する。

- ⑤ 【再掲】第Ⅲ部第1章第7節3②

(16) 道路交通の円滑化

- ① 【再掲】第Ⅲ部第1章第10節7②
- ② 【再掲】第Ⅲ部第1章第10節7③

(17) 旅客船ターミナル・旅客船の整備

離島をはじめとする各地域の玄関に相当する旅客船ターミナル及び旅客船のバリアフリー化や無料 Wi-Fi の整備・多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備等を図ることにより、サービスの多様化・高度化を加速させる。また、キャッシュレス決済システムの整備等、快適で安全・安心な旅行ができる環境整備を引き続き図る。

（１８）マリンレジャーを活用した地域観光の振興等

「海の駅」を活用し、地域の特性を生かしたイベントやクルージング等のマリンレジャーの体験機会を提供する取組を、地方公共団体や関係団体等と連携して全国各地で引き続き実施する。

（１９）港湾空間・みなとオアシスの整備等

【再掲】第Ⅲ部第２章第８節１（４）⑥

２ 出入国に関する措置等の受入体制の確保

（１）ビザの緩和及びビザ発給手続の迅速化・円滑化

訪日外国人旅行者が我が国への査証申請を円滑に行えるよう、在外公館の査証審査に係る必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化に取り組む。また、査証のオンライン申請及び電子査証の交付について、2025年度においても、必要に応じて対象国・地域を拡大していく。さらに、インバウンドの拡大及び二国・地域間の人的交流の促進を図るため、政府全体の受入環境整備の進捗状況や諸外国・地域からの要望を踏まえ、査証発給要件の緩和を進める。

（２）最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

- ① 成田国際空港及び関西国際空港においては、出国の待ち時間を公開しているところ、入国の待ち時間の公開に向け、関係者で調整を進める。また、2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人を目標とする観光立国の実現に向けて、空港での入国審査待ち時間20分以内を達成するために、世界初の出入国審査パッケージの導入及び世界最高水準の技術を活用し、革新的な出入国審査を実現するため、適切な運用体制を計画しつつ、引き続き以下の取組を実施する。
- ② 今後、訪日外国人旅行者数が更に増加していくことを見据え、小規模空海港における審査機器の配備や活用について引き続き検討する。
- ③ 春節時期等における台湾でのプレクリアランス（事前確認）を引き続き実施する。
- ④ 自動化ゲートの機器更新、利用対象者の拡大等について検討を行う。
- ⑤ 2023年5月に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第28号）の施行に伴う、出国確認の留保の対象拡大を見据え、顔認証ゲートの円滑な運用のために機能改修を実施する。
- ⑥ 今後の訪日外国人旅行者数の増加を見据え、観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQ³⁴体制の整備を図る。また、訪日外国人旅行者数の実績も踏まえ、関係省庁が連携して物的・人的体制の効果的な整備を引き続き進める。
- ⑦ Visit Japan Webについては、安定的な運用を行い、利用者の利便性向上等に資するとともに、必要な機能拡充等を検討していく。
- ⑧ 訪日外国人旅行者数が新型コロナウイルス感染症流行前の水準を上回っており、今後も更なる増加が見込まれるところ、訪日外国人旅行者の円滑な入国と国の安全を確保するための厳格な水際対策の両立に向けて、出入国在留管理庁及び税関において、国内外の関係機関との情報連携の推進及び旅客の予約に関する情報の収集を強化するとともに、AIの活用等により更なる情報分析・活用の高度化を図り、より一層効率的・効果的な審査・検査の実施を推進する。
- ⑨ 本邦に渡航予定の外国人に係るチェックイン時の情報等を活用した渡航前のスクリーニングである相互事前旅客情報システム（iAPI³⁵）の試行的な運用を拡充する。また、好ましくない外国人の来日を未然に防止するのみならず、増加が見込まれる外国人旅行者の円滑な上陸審査を可能にする電子渡航認

³⁴ 税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）の総称。

³⁵ Interactive Advance Passenger Information system の略。本邦に渡航予定の外国人が海外の空港においてチェックインした際、航空会社が取得した情報を出入国在留管理庁に送信し、その情報を基に搭乗前の事前スクリーニングを行うシステム。

証制度（査証を所持しないで渡航しようとする外国人等に身分事項、渡航目的、本邦での活動内容等の情報をあらかじめ電子的方法で申告させ、来日前にチェックする仕組み）の導入に向けた同システムの活用検討等を行う。

- ⑩ 国際テロの脅威が高まる中で、航空需要の回復・増大を踏まえ、航空保安検査の効率化を図りつつ厳格化を実現するため、スマートレーン³⁶等の先進的な保安検査機器の導入促進を図る。また、今後の保安検査の実施主体や費用負担の在り方については、引き続き検討を進める。
- ⑪ 空港における FAST TRAVEL³⁷の推進として、旅客手続の各段階（保安検査・チェックイン等）や各動線に、顔認証技術による旅客搭乗手続の一元化（One ID 化）や、自動チェックイン機、自動手荷物預け機、スマートレーン、CUTE³⁸システム、インラインスクリーニングシステム³⁹等、最先端の技術・システムを導入し、利用者目線で世界最高水準の旅客サービスを実現するため、旅客動線の横断的な効率化や高度化を引き続き支援する。関西国際空港については、地元の地方公共団体、経済界、運営権者等の関係者と連携して 2025 年 3 月に開始した新飛行経路の着実な運用を進める。また、運営権者においても、引き続き、民間の創意工夫を生かした機能強化を推進し、国際線商業エリアの拡張等の第 1 ターミナル改修事業等を進める。
- ⑫ 訪日外国人旅行者数 6,000 万人時代を見据え、円滑かつ厳格な出入国審査を維持するため、老朽化したバイオメトリクス装置の更新を進めるとともに、クルーズターミナルへのバイオメトリクス装置の増配備を検討する。また、次期バイオメトリクス読取装置の導入に向けた検証を引き続き実施する。
- ⑬ 税関において、迅速な通関による利便性の向上と、厳格な水際取締りによる安全・安心の確保の両立を実現するため、引き続き空港等における入国旅客の受入環境を整備する。具体的には、旅客の利便性向上のため、税関検査場電子申告ゲートの機能強化を実施するとともに、適正な運用及び利用拡大に努める。
- ⑭ 引き続き、重要ビジネス旅客や国際会議参加者等のファーストレーン利用促進を図るため、成田国際空港においては、空港の運用状況を踏まえ、利用促進に向けた柔軟な運用を行う。また、現在運用を中止している関西国際空港においては、運用再開に向けて関係者間で調整を行う。さらに、コンベンションビューロー等国際会議関係者に対しても、主催者による利用促進を働きかける。
- ⑮ 旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化を実現するため、引き続き税関・入管手続に必要な情報を同時に提供することを可能とする「共同キオスク」を順次導入する。共同キオスクでは、これまで税関・入管それぞれに提供していた旅券情報・顔写真（加えて外国人の入国手続では指紋）・申告情報を同時に提供することが可能となるため、税関・入管手続に係る重複する部分を解消して、時間の短縮化を実現する。
- ⑯ 農畜産物の海外への持出しには、相手国の検疫条件に応じて輸出検査を受けることが必要である。このため、6 空港 7 か所（新千歳空港、成田国際空港（第 1 ターミナルビル及び第 2 ターミナルビル）、東京国際空港（羽田空港）、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港）において、動植物検疫制度に係る多言語のリーフレット等の設置・配布による制度の周知を行うとともに、円滑な輸出検査手続を実施する。

（3）デジタルノマドの誘客促進

「デジタルノマド」と呼ばれる国際的なリモートワーカーの誘客を推進する観点から、デジタルノマドに訴求可能な滞在プログラムの造成や受入体制構築等、デジタルノマドの受入に関するモデル実証を約 5 件実施するほか、デジタルノマドの受入に必要な環境整備に関する補助を約 4 件実施する。

³⁶ 自動で手荷物の仕分けや搬送が可能なレーンのこと。

³⁷ 空路の利用に係る旅客手続全体の円滑化等を通じた旅客満足度の向上を図る取組のこと。

³⁸ Common Use Terminal Equipment の略。航空会社が世界主要空港で共同使用できる端末システムのこと。

³⁹ チェックイン後に預入手荷物の検査を実施することが可能となるよう、預入手荷物の検査機器及び搬送設備から構成されるシステムのこと。

3 観光地等の訪日外国人旅行者対応の推進

(1) 観光地のインバウンド対応の支援

- ① 訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、滞在時間の延長を促進するための賑わい拠点となる屋外広場の整備や近距離移動支援モビリティの整備、環境に配慮しながら点在する観光スポットへの周遊を促進するための多様な移動手段の整備、観光施設等における多言語対応やトイレの高機能化及び洋式便器の整備、無料 Wi-Fi の整備等を支援する。また、JNTO のウェブサイト等を活用して、引き続き訪日外国人旅行者に対する無料 Wi-Fi スポットやプリペイド SIM 等の提供情報の周知を図る。
- ② 携帯電話の通じない地域の解消等、通信環境の整備を一層促進する。

(2) 通訳ガイドの質・量の充実

【再掲】第Ⅲ部第1章第4節3

(3) 観光案内拠点の充実

訪日外国人旅行者を含む旅行者が全国津々浦々を快適に旅行できるよう、JNTO 認定外国人観光案内所について「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（2023 年 3 月改定）に基づき更なる機能強化を目指すとともに、観光案内所の機能強化に係る取組事例の周知を図る。また、訪日外国人旅行者の利便性向上と安心して旅行できる環境の整備に向けて、観光案内所の情報発信や避難所機能の強化等の取組を支援する。

(4) 観光地域における案内表示等の充実

観光庁は文化庁や環境省と連携し、文化財や国立公園等のインバウンド誘客に効果が高い観光資源について、わかりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる英語のネイティブライター等の専門人材を地域に派遣し、引き続き英語解説文作成を支援する。また、本事業で作成した英語解説文を元に、中国語及び韓国語解説文作成も支援する。

(5) 誰もが一人歩きできる環境の実現

- ① 確立した同時通訳技術を大阪・関西万博において実証する。
- ② 訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、認定手ぶら観光カウンターの設置・機能向上に対し引き続き支援するとともに、認定手ぶら観光カウンターに関する情報を広く発信し、認知度の向上を図る。

(6) 外国人患者受入体制の充実

- ① 外国人患者が円滑に医療機関を受診できるよう、厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県によって選定された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含めた、多言語対応が可能な外国人患者を受け入れる医療機関のリスト整備を引き続き実施する。また、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を中心とした医療通訳等の配置支援、外国人患者受入れ医療コーディネーターの養成、希少言語に対応した遠隔医療通訳サービスの提供、団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進等を通じて、医療機関における外国人患者受入環境の整備を引き続き進める。さらに、都道府県における協議の場や医療機関からの相談にワンストップで対応する窓口の整備を支援する。加えて、訪日外国人旅行者等への医療提供体制に関する情報をまとめたウェブサイトでは、好事例インタビューの掲載、未収医療費対策に資する情報の掲載等の内容充実を更に進め、医療機関における外国人患者受入環境の整備に有用な情報を発信する。
- ② 訪日外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、スムーズに外国人患者を受け入れる医療機関にアクセスできるよう、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」に掲載されている医療機関の情報について、JNTO ウェブサイトで多言語で情報提供を引き続き行う。また、JNTO の SNS の活用等により、訪日外国人旅行者に対し、JNTO ウェブサイトでの医療機関情報提供を周知する。
- ③ 訪日外国人旅行者が医療費の不安なく治療を受けられるよう、外務省、デジタル庁等の関連省庁や

JNTO と連携し、訪日前や訪日後の様々な機会を捉え、保険加入の必要性や日本入国後でも加入可能なインバウンド旅行保険の周知を行うことにより、保険加入促進に引き続き取り組む。

(7) キャッシュレス環境等の改善

訪日外国人旅行者のニーズに合致する整備水準が維持されるよう、銀行（地方銀行含む。）に対し海外発行カード対応 ATM 設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を引き続き促していく。また、訪日外国人旅行者の周遊の促進を図るべく、観光案内所、公共交通機関等に加えて、観光地の飲食店、小売店等における多言語音声翻訳システムの活用を含めた受入環境の面的整備を引き続き進める。

(8) 多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者の受入環境の充実

ムスリムやベジタリアン・ヴィーガン旅行者等、多様な食習慣・宗教的習慣等を有する訪日外国人旅行者がストレスなく安心して観光を満喫できる環境整備を図るため、飲食・宿泊・観光関連事業者向けに観光庁が作成したガイドの周知等により、食事や礼拝等、様々な生活習慣に配慮した受入環境の整備充実を図る。

(9) 伝統芸能等における外国人対応の推進

- ① 国立の各劇場において、外国人向けの公演、鑑賞教室等の開催や外国人来館者の集客を見込んだ取組を実施するとともに、国立博物館・美術館においても、外国人に向けたイベント等を開催することにより、日本文化の体験を通じて外国人来館者の満足度向上を図る。また、多言語ガイドや字幕等の整備充実にも取り組み、外国人来館者等がより快適に日本文化への理解を深める環境を提供する。

- ② 【再掲】第Ⅲ部第2章第8節3（4）

(10) 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けた受入環境整備

大阪・関西万博へ来場する訪日外国人旅行者の受入に向け、様々な展示・イベント・サービスにおける多言語対応を実施する。なかでも未来社会ショーケース事業では、純国産の多言語 AI 翻訳エンジンを搭載した自動翻訳システムを導入し、来場者へ「言葉の壁」から解放された体験として、音声翻訳サービスを用いた案内を実施するなど、外国人来場者とのコミュニケーション環境の整備を推進する。また、JNTO 等と連携した訪日プロモーションや博覧会協会が構築する観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」による情報発信をすることで、訪日外国人旅行者を会場のみならず関西地域、さらには日本全国に誘客し、大阪・関西万博の開催効果を日本全体に波及させる。

(11) 2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）に向けた受入環境整備

花の名所、産地及び庭園をはじめとする様々な観光資源との全国的な連携や機運醸成活動により、GREEN×EXPO 2027 への来場を全国的な周遊の契機とするなど、開催効果を全国へ波及させるとともに、会場内外における多言語対応の強化等、必要な受入環境の整備を引き続き推進する。

(12) ランドオペレーターの登録制度の適切な運用

利益優先による質の低い旅行商品の提供やダンピング契約による旅行の安全性の低下を防ぐために導入された旅行サービス手配業（ランドオペレーター）の登録制度について、制度の周知や立入検査等、制度の適切な運用を引き続き図る。

第9節 アウトバウンド・国際相互交流の促進

1 アウトバウンドの促進

- ① アウトバウンドの促進に向け、「当面の重点デスティネーション」である 24 の国・地域を中心に、関係業界や各国・地域の政府観光局等と連携し、現地の観光情報や海外旅行の魅力の発信を行うとともに、大阪・関西万博や外交関係の周年等を契機として、二国間での双方向交流の拡大に資する機運醸成の取組を行う。
- ② 「道の駅」第3ステージとして、大学等と連携し、特産品を生かした商品開発等、学生の課外活動やインターンシップの場として「道の駅」を活用することを促進するなど、「地方創生・観光を加速する拠

点」となるための取組を引き続き推進する。

2 日本人海外旅行者の安全対策

日本人海外旅行者の安全性を向上させるため、観光庁は外務省及び旅行業団体と連携し、「たびレジ」⁴⁰や海外都市別安全情報等を通じて海外における危機管理や安全対策に関する知識の増進を図るとともに、テロや自然災害等の発生時には旅行者に対して迅速な安否確認を実施するなど、アウトバウンドにおける安全対策の促進を図る。

3 姉妹・友好都市提携等の活用

姉妹・友好都市提携等に基づく国際交流は、日本と海外の地方公共団体の間で、文化、スポーツ、観光等の様々な分野で行われる草の根交流であり、引き続きこれらの交流活動を支援する。

4 留学生の増加と活用

文部科学省は、教育未来創造会議第二次提言等を踏まえ、留学モビリティ拡大のための日本人学生等の海外経験・留学支援に係る取組の促進、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援や国内就職支援等の受入環境整備に取り組む。また、質の保証を伴った大学間交流の強化や多文化共修環境の構築といった大学の国際化に係る取組を行う。さらに、外務省等の関係機関等と連携し、優秀な外国人留学生を戦略的に獲得するためのリクルーティングや広報・情報発信を行う。

5 訪日教育旅行の促進

① 訪日教育旅行の更なる促進を図るため、JNTO のウェブサイトを通じて、日本の観光資源や大阪・関西万博等の情報を海外の学校・旅行会社に発信するほか、訪日教育旅行の教育的意義について国内の教育部局や学校に対しても周知を行う。また、海外の教育関係者を対象としたセミナーや個別相談会等を実施するとともに、日本での学校視察や意見交換会、地方視察を行うことで、教育旅行先としての日本の魅力を訴求するほか、日本の受入地方公共団体との交流の機会を設ける。

② 海外教育旅行の拡大を通じた若者のアウトバウンド促進に向けて、学校・地方公共団体等と旅行会社の連携促進や、優良な海外教育旅行プログラムの開発を行うとともに、開発成果をシンポジウム等で発信し、普及啓発活動を行う。

6 ワーキング・ホリデー制度の導入促進

我が国と諸外国・地域との人的交流の拡大と青少年の相互理解の促進を図るため、諸外国・地域からの要望も踏まえつつ、ワーキング・ホリデー制度の新規導入国・地域の拡大を進める。

7 海外の青少年等との交流促進

親日派・知日派の発掘・育成を目的に、将来を担う青年の招へい等を行い、対日理解の促進、日本の魅力等の対外発信強化を引き続き推進する。

8 地域レベルの国際交流・国際協力の推進

地域レベルの国際交流等を一層推進することを目的として、国際交流に携わる地方公共団体の職員等を参加対象とした説明会を開催する。

9 日中韓三国間の観光交流と協力の強化

中国で開催される第 11 回日中韓観光大臣会合を通じて、日中韓三国間の交流と協力を強化する。

10 二国間の観光交流の取組の推進

観光当局間の協議等を通じて、諸外国との観光交流促進を引き続き図る。

⁴⁰ 「たびレジ」に登録すると現地の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届く、無料配信サービス。大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急事態が発生した場合、被害の状況によっては、現地の大使館・総領事館から、緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援等を受けることができる。

1 1 国際機関等への協力を通じた国際観光交流の促進

2024 年 11 月に開催された「観光レジリエンスサミット」の成果文書である「仙台声明」を踏まえ、アジア・太平洋地域における各国等の観光レジリエンスに関する取組を収集・共有するとともに、課題解決に向けた具体的な議論を行うために実務者級会合を開催する。また、G20 や APEC 等の国際会議等において、取り組むべき政策や課題の議論及び我が国の政策や取組の発信等を通じて、我が国のプレゼンスの強化を図るとともに観光分野における多国間枠組みへ貢献する。

1 2 開発途上国等の観光振興に対する協力

開発途上国等に対し、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の取組を通じて、観光振興に必要となる情報の提供や提言等の協力を引き続き行う。また、ASEAN 諸国に対し、日本アセアンセンターによる取組を通じて、観光振興、人材育成等の協力を引き続き行う。

1 3 海外における日本語教育

JF による日本語専門家等の派遣事業、e ラーニングを含む日本語教材の開発、日本語教育に関する情報提供、日本語教師・学習者の訪日研修、試験の実施等、海外における日本語教育の普及・拡大や質的向上を図る取組を通じて、引き続き対日関心の喚起や日本への親近感の醸成を図る。

第 10 節 国際観光旅客税の活用

国際観光旅客税収（旅客税財源）を充当する施策は既存財源の単なる穴埋めをするのではないなどの考え方を基本に、高次元で観光施策を実行するため、旅客税財源を国際観光振興法や「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」において明示されている 3 つの分野に充当する。また、無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切な PDCA サイクルの循環を図る。さらに、旅客税財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、毎年度洗い替えが行えるよう、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

第3章 国内交流拡大

第1節 国内旅行需要の喚起

1 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

【再掲】第Ⅲ部第1章第1節

2 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備

【再掲】第Ⅲ部第2章第2節

3 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備

【再掲】第Ⅲ部第2章第3節

4 交通機関の整備

【再掲】第Ⅲ部第2章第8節1

5 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機とした国内観光振興

大阪・関西万博を契機とした全国的な誘客を促進するため、特別な体験の創出等の観光コンテンツの充実化や地域周遊等の促進を引き続き支援する。また、公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会が構築する観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」等による情報発信を実施する。

6 国内旅行の促進のための関係者が協力した取組の推進

個人旅行・団体旅行問わず、国民の国内旅行を促進するため、関係省庁・関係業界が連携・協力し、旅行博をはじめとするイベントにおける国内外の観光地の魅力発信や展示商談会を通じた旅行商品の造成につながる取組を引き続き推進する。

7 新・湯治等の推進

温泉入浴と併せて周辺の自然、歴史・文化、食等の地域資源を積極的に楽しむ新しい温泉地の過ごし方である「新・湯治」を推進するため、地域資源を生かしたコンテンツの創出を目的としたモデル事業や、温泉地全体で得られる療養効果を「心拍数」や「血中酸素濃度」等の客観的なデータにより把握・分析し、温泉地の魅力として情報発信するための「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」等の取組を実施し、温泉地の活性化を図る。また、「新・湯治」の考えを共有するネットワーク「チーム新・湯治」を組織し、情報共有及び交流の場となるセミナーや全国大会の実施を通じて温泉地や温泉関係者等の連携を深める。

8 海事観光の情報発信の強化

船旅、海の絶景、マリンアクティビティ、海鮮グルメ等全国の様々な海事観光資源について、ポータルサイト「海ココ」⁴¹を活用し、地域やカテゴリごとに情報をまとめて見やすく掲載するとともに、多方面の最新情報を提供できるよう、官民の取組と関係者間の連携を強化する。また、「海ココ」の活用に加え、「C to Sea プロジェクト」⁴²の公式 SNS や全国各地で行われる海、旅行関連のイベントを活用し、積極的に情報発信することにより、引き続き海事観光の認知度向上及び需要創出を強化する。

9 水辺における環境学習・自然体験活動等の推進

子どもの水辺 再発見プロジェクト等により、安全で近づきやすい河川空間の整備を進める。また、市民団体等と連携した環境学習・自然体験活動を推進する。さらに、自然体験プログラムの開催の場となる緑地・干潟等の整備、既存ストックの利活用の促進を引き続き図る。

⁴¹ 海と船の情報ポータルサイト 海ココのこと。

⁴² 「海に行く」「船に乗る」「海を知る」につながる、様々な新しいアクションを実際に起こすことで、子供や若者をはじめとする多くの人々にとって、海や船が更に楽しく身近な存在になるような世の中を目指し、2017年の「海の日」を機に開始したプロジェクト。

第2節 新たな交流市場の開拓

1 第2のふるさとづくり等の推進

- ① これまでの第2のふるさとづくりプロジェクトでまだ組成できていない、地域経済波及効果に注目しつつ、持続的に事業継続可能な「先駆的事例創出モデル」及びワーケーション等を通じて企業が滞在を通じて知見を地域に還元していく、企業の関係人口化に向けた「企業版第2のふるさとづくりモデル」の事例創出に取り組む。
- ② 将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につなげる、地域・日本のレガシー（遺産）となる新たな観光資源を形成するため、実現可能性調査・プラン作成を実施する。また、2025年度以降は、2024年度までに発掘した事業のうち日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、事業の実現に向け重点的に検討する。

2 ユニバーサルツーリズムの推進

- ① 高齢者等が安心して旅行ができる環境を整備するため、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の見直し・改善を図るとともに制度の普及促進を行う。また、旅行が困難な人の需要の掘り起こしのために調査を行い、ユニバーサルツーリズムの商品造成に資するモデルツアーの実施による商品組成手法の確立等を進める。
- ② 高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光スポット等におけるバリアフリー化を引き続き推進する。
- ③ 高齢者、障害者等が気兼ねなく旅行に参加できる環境を整備するために、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化等を支援する。
- ④ 航空旅客ターミナル施設について、2021年4月に改正法が施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）（バリアフリー法）を踏まえ、引き続きユニバーサルデザイン化に向けた取組を推進する。
- ⑤ バリアフリー法に基づく基本方針に定められた2025年度までの整備目標達成に向け、都市部では鉄道駅バリアフリー料金制度、地方部では予算措置による重点的支援と、それぞれの特性に応じた措置を活用しながら、エレベーター、ホームドア、バリアフリースイレ等の整備により、全国の鉄道駅の更なるバリアフリー化を推進していく。
- ⑥ 真の共生社会を実現することを目的として行われた「新幹線のバリアフリー検討会」及び「特急車両のバリアフリー対策に関する意見交換会」にて議論し、2020年8月に公表した「新幹線の新たなバリアフリー対策について」及び2022年1月に公表した「特急車両における新たなバリアフリー対策について」を受け、新幹線・特急車両における車椅子対応座席等のインターネット予約環境の充実を図るなど、引き続き、鉄道における車椅子利用の環境改善に向けた取組を促進する。

3 公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化

- ① バリアフリー法に基づき指定された特定道路について、全ての人が円滑に移動できるよう、バリアフリー化を引き続き推進する。また、同法に基づき指定された特定道路等で、鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化を図る事業について、引き続き重点支援する。
- ② 高齢者や障害者等も含め、誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に向け、ICTを活用した歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化を推進する。また、バリアフリー施設等データ整備仕様の策定や、現地実証等を踏まえたデータ作成支援及び作業効率化のためのデータ整備プラットフォームの高度化を行う。また、シンポジウムの開催等による広報活動を継続して行う。
- ③ バリアフリー法に基づく2025年度末までの整備目標の達成に向けて、バス・タクシー車両のバリアフリー化を促進する。特に、空港アクセスバス（リフト付きバス等）やUD（ユニバーサルデザイン）タクシーの普及に向けて引き続き必要な支援をする。

- ④ 高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進に向けた広報活動及び啓発活動の一環として、バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、及び車両等の優先席の適正な利用の推進に向けて、引き続き、協力団体、機関等におけるポスター掲示や SNS を活用したキャンペーン等の実施により、真に必要な人が利用しやすい環境の整備を推進する。
- ⑤ バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定件数の増加と制度の周知促進を図るとともに、観光施設の更なるバリアフリー対応とその情報発信を支援し、高齢者や障害者がより安全で快適な旅行をするための環境整備を引き続き推進する。
- ⑥ バリアフリー化を進める観光地において、バリアフリーの情報が適切に提供されるよう、国土交通省のウェブサイトにおいて「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」の普及を引き続き促進していく。
- ⑦ 1日当たりの平均利用者数が3,000人以上及び基本構想の生活関連施設に位置づけられた1日当たりの平均利用者数が2,000人以上3,000人未満の旅客施設等について、原則として全てバリアフリー化とするなど2025年度末までのバリアフリー整備目標の達成に向け、マスタープラン・基本構想の策定促進や、バリアフリー教室の実施による心のバリアフリーの推進等、引き続きハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進する。

4 共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの推進

交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進するための「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」及び「接遇研修モデルプログラム」を策定しており、引き続き交通事業者への継続的な周知等を行うことで、更なる接遇レベル向上を図る。

5 身体障害者等の運賃割引の促進

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた利用者に対して鉄道等の公共交通機関が実施している運賃割引について、更なる導入促進に向け、2025年度も引き続き公共交通事業者等に理解と協力を求めている。

第3節 国内旅行需要の平準化の促進

1 休暇を取得しやすい職場環境の整備

2023年の年次有給休暇取得率は65.3%となった。引き続き、労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を推進する。また、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）に基づき、労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者が義務付けられていること等について、引き続き、都道府県労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターで開催する説明会やウェブサイト等を活用した周知及び履行確保を図る。さらに、10月の年次有給休暇取得促進期間等に、ポスター・リーフレットの作成及び配布、インターネット広告等により、年次有給休暇取得の集中的な周知広報を引き続き行う。

2 休暇取得の分散化の促進

地域ごとの個別の事情を踏まえつつ、可能な地域において、学校の夏休み等の長期休業日の一部を学期中の平日に移すなどして学校休業日の分散化を図るとともに、学校休業日に合わせた年次有給休暇の取得促進を図る「キッズウィーク」の取組を推進するため、取組事例の周知や普及啓発等を引き続き行う。また、国家公務員について、家族の記念日や子供の学校行事等の職員のプライベートの予定等に合わせた年次休暇取得を引き続き促進する。

3 ワークেশン、ブレッジャー等の普及・定着

【再掲】第Ⅲ部第3章第2節1①

4 第2のふるさとづくり等の推進

【再掲】第Ⅲ部第3章第2節1